令和3年(ネ)第101号安保法制違憲・国家賠償請求控訴事件

控訴人 海保 寛 外

被控訴人 国

令和 3年 7月29日

控訴理由書

福岡高等裁判所 宮崎支部 民事部 御 中

控訴人ら訴訟代理人

弁護士 後藤好成

弁護士 松田幸子

弁護士 久保山 博 充

弁護士 山 田 秀 一

弁護士 江 原 健 太

他22名

目次

第1	は	じめに	5
1	原	京審の基本姿勢	5
2	2 原	原判決の誤りの要点	6
	(1)	当事者の主張の摘示において控訴人の主張の摘示が極めて粗雑であり,	遺
	脱カ	があること	6
	(2)	争点の設定が大まかで恣意的であること	6
	(3)	新安保法制法について憲法適合性判断を避け司法の義務と責任を放棄し	た
	ے ک		. 6

(4) 国家賠償法と日本国憲法の解	沢適用を大きく誤り被控訴人らの主張する法	上入
的利益の保護法益性を認めなかった	たこと(平和的生存権、憲法改正決定権)(6
(5) 控訴人らの法的利益侵害の具	本的危険が生じたと認められないとしたこと	د -
	(6
3 司法の役割		7
第2 原判決の根本的誤り		7
1 憲法判断回避の誤り		7
(1) 「憲法判断の要否」について	(判断遺脱)	7
(2) 裁判所による憲法適合性の判[斯	8
ア はじめに	{	8
イ 徹底した憲法判断の回避		9
(3) 具体的権利性の否定による憲法	法判断回避の問題1 0	0
(4) 権利侵害の判断においても憲法	<u> </u>	1
2 平和的生存権の権利性ないし法	的利益性を否定した誤り12	2
(1) 原判決の判断		2
(2) 平和的生存権の歴史的意義		2
ア 日本国憲法の誕生		2
イ 世界の平和への歩み		2
(3) 原判決の誤り	15	3
ア ①憲法前文は「崇高な理想の	と目的」(4項)を示すもので,権利保障規定	Ξ
とは解されないこと、とする原	判決の誤り13	3
イ ②平和とは、理想ないし目	的としての抽象的概念であって,一義的に確	ŧ
定することが困難である、とす	る原判決の誤り13	3
ウ ③憲法9条は国に対する制	限規範であり, 個々の国民の権利規定ではな	ŗ
いこと,とする原判決の誤り		4
3 人格権の侵害を認めなかった論	理と判断の誤り15	5
(1) 原告らの主張と原判決の判断		5
(2) 生命権・身体権・精神に関す	る利益としての人格権について16	6
ア 日本人がテロリズムの被害	を受けた事実16	6
イ 武器等防護宝体による北部	鮮からの明確な警告 17	7

	(3)	平穏生活権について	.19
	(4)	主権者として蔑ろにされない権利について	.19
4	憲	法改正・決定権の侵害を否定した誤り	.20
	(1)	憲法改正・決定権に係る一般論の判示	.20
	(2)	法令解釈の一般論と憲法解釈の同一視	.20
	(3)	内閣の行う法令解釈の意味内容の捉え方が片面的であること	.21
	(4)	内閣の憲法解釈に対する法令審査の否定	.22
	(5)	原告らの訴えを感情論に矮小化していること	.23
5	新	安保法制法施行後の具体的事実による危険性の高まりと控訴人らの格	霍利
利	益侵	害についての判断の誤り	.24
	(1)	原判決の判示	.24
	(2)	原判決の誤り	.25
	ア	新安保法制制定による具体的危険性の高まり	.25
	イ	平和的生存権侵害の「おそれ」について	.25
	(3)	新安保法制が生じさせている現実的具体的危険	.27
	ア	はじめに	.27
	イ	新安保法制法制定・運用による戦争・テロ等の現実的・具体的危険性	±28
	ウ	日本の安全保障政策への米国の関与について	.28
	エ	自衛隊が米国の安全保障政策を実施する手段として、米軍と一体とな	よつ
	て	動員されることが当然に予定されてしまったこと及びその具体的・現実	€的
	危	険性	.37
	才	北東アジア地域において日本及び日本国民が武力紛争に関与する事態	長40
	カ	日本及び日本国民がイスラム教過激派によるテロリズムの標的となっ	った
	_	<i>೬</i>	.43
	+	原判決の問題点及び控訴人らの生命,身体及び健康に対する現実的・	具
	体	的危険性についてのまとめ	.48
	ク	新安保法制審議の際の政府答弁等と新安保法制の構造的具体的危険性	±49
6	控	訴人らの被害とその国賠法上の要保護性	.52
第3	違憲	憲立法審査権を行使すべき裁判所の義務と責任	.53
1	\	憲主義(法の支配)の破壊	53

2	作	付随的違憲立法審査制の捉え方	53
3	<u> </u>	立法国賠請求事件における最高裁判所の判断枠組み	54
	(1)	近年の最高裁判所の動向	54
	(2)	判断の順序及び判断すべき事項	55
	(3)	小括	55
4	表	裁判官の戦争責任と戦後の司法のあり方の変遷及び日本の裁判官の現	!代的
使	命.		55
第4	お	わりに	56

第1 はじめに

1 原審の基本姿勢

原判決の根本的誤りは、その本件訴訟に向かう姿勢そのものにある。

原審で、控訴人らは立法国家賠償請求訴訟での最高裁判所判例の積み重ねを踏まえ、新安保法制法の憲法適合性判断が最重要論点であり、その判断は法理論上も訴訟上の要件事実論からも避けられないものと主張した。そのうえで、同法の一見明白な違憲性を、法の内容自体と法施行後結審までの法適用場面における具体的事実を示して主張立証してきた。また、控訴人らの平和的生存権・人格権・憲法改正決定権が国家賠償法上保護されるべき被侵害利益であることについても、強いて厳格な具体的権利性を要求する被控訴人の不合理な主張を争いつつも、なお丁寧にその保護法益性を主張立証してきた。法廷においては、14回を数える口頭弁論期日において、毎回分かりやすい形でプレゼンテーションによる準備書面の陳述、複数控訴人、代理人の意見陳述を実施し、軍事ジャーナリスト、海外人道支援NGO理事長、憲法・平和学研究者の各専門家証人と原告21名の尋問も実施した。

しかし、判決は、これらの主張立証につき故意に耳目をふさいだ、あるいは(敢えて述べれば)これを冷笑・侮蔑したものとしか読み取れないものであった。その典型は「争点および当事者の主張」における主張摘示に、あってはならない誤りが存在することである。それは以下の部分である(原判決5頁14行目以下)。

「平和的生存権とは、戦争、軍備および戦争準備によって破壊されたり、侵害または抑制されたりすることなく、恐怖と欠乏を免れて平和のうちに生存し、平和な国と世界をつくりだしていくことのできる<u>『各』</u>時代の自然権の本質を持つ基本的人権である。(以下略 鍵括弧および下線は控訴人代理人)」

言うまでもなく、「各時代」ではなく「核時代」である。核兵器が無差別大量殺戮 兵器として人類史上に登場し、地球を何回も破壊可能な数の核兵器が少数国によっ て保有され、「人類が核を滅ぼすか、核が人類を滅ぼすか」という時代にあって、も はや武力による平和実現が極めて非現実的であり、戦争やその準備による恐怖と欠 乏から免れることは人々の自然的権利であることを主張している。自衛隊イラク派 兵訴訟名古屋高等裁判所判決からの引用である。これが単なる「誤植」では済まな いことは自明であろう。

2 原判決の誤りの要点

これを述べれば以下のとおりである。

(1) 当事者の主張の摘示において控訴人の主張の摘示が極めて粗雑であり、遺脱があること

原告の主張中,新安保法制の一件明白な違憲性とこれを基礎づける重要事実の 主張を摘示していない(これは同時に控訴人らの精神的苦痛に客観的根拠がある ことを示す事実でもある)。また,個々の原告についてその精神的苦痛の内容を 一切摘示していない(他の同種判決では,より丁寧な当事者主張の摘示がある。)。

(2) 争点の設定が大まかで恣意的であること

原判決があげた争点(原判決「第3」)は①本件各行為(新安保法制法についての閣議決定,立法行為)によって原告らの権利利益を侵害されたか。②原告らの損害およびその額のみである。判断部分(原判決「第4」)では①本件各行為によって原告らの平和的生存権が侵害されたか②同人格権が侵害されたか③同憲法改正決定権が侵害されたか④憲法判断の要否についてである。しかし、あまりに大まかに過ぎ、かつ判決文中には結論のみが示されどのような判断過程を経て結論に至ったのか全く読み取れないものが少なくない。

- (3) 新安保法制法について憲法適合性判断を避け司法の義務と責任を放棄したこと
- (4) 国家賠償法と日本国憲法の解釈適用を大きく誤り被控訴人らの主張する法的利益の保護法益性を認めなかったこと(平和的生存権、憲法改正決定権)

特に憲法改正決定権にかかる判示には他の同種判決とも異なり容認しがたい立憲主義そのものへの無理解がある。

(5) 控訴人らの法的利益侵害の具体的危険が生じたと認められないとしたこと 原判決は、法施行後5年を経過しても控訴人らの法的利益が侵害され、あるい はその具体的危険が客観的に生じたとは認められないとした。これは争点における主張摘示の漏れとも密接に関連する。

「戦争や武力衝突を回避する唯一の手段は戦争の火種を抱え込まないことです。火種は必ず膨らみ暴発します。火種は見つけ次第消さなければなりません。 どの程度に膨張したら消す、というようなものではないのです。」(原審第1回口頭弁論期日控訴人海保寛意見陳述)

「武力攻撃事態等が政府に認定されなければ控訴人らの権利利益の侵害が認められない」などという、およそ歴史から何も学ばず人権意識のかけらも感じ取れないような原判決は司法判断の名に値しない。

3 司法の役割

折りしも、宮崎県新富町の新田原基地には、空母から発進(すなわち、他国への攻撃)が予定されるステルス戦闘機 F 3 5 B 配備が現実的なものになろうとしている(甲C 1 1 - 5 6 4)。

控訴審においては、原審の轍を踏むことなく、控訴人らの主張立証に丁寧かつ文字通り真摯に向き合い、違憲立法審査権を積極的に行使し、立憲主義を堅持する司法の役割を誇りをもって果たされたい。

第2 原判決の根本的誤り

1 憲法判断回避の誤り

原判決には、国家賠償請求の要件事実たる公務員の行為の違法性、その前提たる 新安保法制の内容の憲法適合性について判断を一切していない判断遺脱・理由不備 がある。

(1) 「憲法判断の要否」について(判断遺脱)

原判決は、「憲法判断の要否」について、「裁判所は、具体的な事件の解決に必要な限度において法令等の憲法適合性を判断する権限を有するものである(前掲最高裁大法廷判決参照)上、具体的な事件の解決に当たっては結論を導くために必要な要件事実のみを判断すれば足りるものであり、本件については、原告らの具体的な権利利益又はその侵害は認められない以上、本件各法律の憲法適合性を判断する必要はな」い、と判示した。新安保法制法の違憲性についての憲法判断が不要とした原審の理由はこれだけである。

原判決は、具体的権利利益ないしその侵害がまずあるかどうかを検討する必要があり、その利益ないし侵害があることが明確になって初めて国賠法上の違法性判断をするとして、具体的権利利益ないしその侵害がない場合には、およそ国家賠償法上の違法性判断の必要はないとするものと解釈できる。

しかし、原判決において、なぜ、新安保法制法の違憲性の判断をする必要がないのかについて実質的な説明はない。控訴人らが、原審において、新安保法制法の違憲性の具体的な内容を様々主張、立証してきたことに対し、その検討をすることさえなく憲法判断を回避しており、理由遺脱の違法がある。また、後記のとおり立法国家賠償請求事件における最高裁判所の判断枠組みを逸脱した判例違反でもある。

(2) 裁判所による憲法適合性の判断

国賠法上の要件である,各国務大臣や国会議員の各行為の違法性を判断するためには,まず本件各法律(新安保法制法)の憲法適合性を裁判所が判断しなければならない。

ア はじめに

本件で最大の問題は、集団的自衛権の行使を解禁する等した新安保法制法の違憲性の問題である。

控訴人らは、平成26年7月1日の閣議決定によって、クーデター的政府解 釈変更がなされたのであり、この「26、7閣議決定」に関わった閣僚、国会 決議に関わった内閣総理大臣ほかの国務大臣及び国会議員の職務違反行為があったことを主張している(原審最終準備書面)。

すなわち、内閣を構成する国務大臣は、憲法9条を改正しなければ、集団的 自衛権の行使を可能にする新安保法制法を制定することは不可能であることを 認識しながら、憲法9条の政府解釈を閣議決定で無理に変えた、加えて、両議 院を構成する国会議員は、法案を立案して国会に提出し、参考人として招致さ れた憲法学者全員や元内閣法制局長官まで集団的自衛権の行使を可能にする法 案は憲法9条に違反するという見解を述べたにもかかわらず、十分な審議を尽 くすことなく、採決を強行して成立させたものであり、多数決原理の濫用で、 いずれも国務大臣及び国会議員に課せられた職務義務に明白に違背し、国賠法上違法の評価をまぬかれないと主張した。

イ 徹底した憲法判断の回避

ところが原判決は、その判断を徹底的に回避している。

- ① まず本件では、原審第19準備書面で控訴人らがこれを指摘し、弁論の全趣 旨に照らしても明らかなとおり、被控訴人は合憲の主張をしていると言わざる を得ない。つまり、控訴人と被控訴人の主張からは、各法律の違憲性について は明らかに対立しており、最も重要な争点になっていたのである。それにも関 わらず、原判決は、争点となっている各法律の違憲性について、これを争点と して取り上げなかった。
- ② また、原判決は上述のように、付随的違憲審査制を理由として憲法判断をしないとしたが、原判決も本件が「法律上の争訟」として事件性を有していることは認めているのであるから、付随的違憲審査制を前提としても何ら違憲性審査をすることの障害にはならない。

しかも原判決は、少なくとも人格権ないし人格的利益については実質的に法 的保護の対象であることを前提に、武力攻撃事態等の具体的危険性が認められ ないとして損害賠償を否定した。しかし、損害賠償を否定するには、少なくと も侵害行為の態様・程度と被害の性質・内容との相関関係による違法性判断は 不可欠である。そこでは侵害行為としての新安保法制法の制定行為等の違憲性 が正面から問われなければならないが、原判決は敢えて無視している。

- ③ それだけでなく、本件の重大性、違憲状態の程度、その及ぼす影響、事件で 問題とされている権利・利益の性質等からすれば、むしろ司法として憲法判断 を積極的に行うべき事案である。
- ④ このように、本件においては、新安保法制法の違憲性について判断をすべき 理由がいくつもあり、逆に憲法判断をしなければ要件事実たる国家賠償法上の 公務員の違法行為および権利ないし利益侵害の判断ができないのに、原判決は

これを回避し、無視し続けた。

以上のとおり、原判決には、判断遺脱・理由不備の違法がある。

(3) 具体的権利性の否定による憲法判断回避の問題

そもそも被侵害利益の具体的権利性は国賠法1条の法文にも記載がなく,主たる争点ではないにもかかわらず,原判決は,これを主たる争点に設定し,具体的権利性を認めないことで他の争点(憲法判断)判断を避けた。

事件性・法律上の争訟性は「当事者間の具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争であって、かつ、それが法令の適用により終局的に解決することができるもの」(最三判昭56.4.7板まんだら事件判決)と定義され、付随立法審査権に関しては、「特定の者の具体的な法律関係につき紛争の存する場合においてのみ裁判所にその判断を求めることができる」(最大判昭27.10.8警察予備隊違憲訴訟判決)とされるが、ここに言う権利義務・法律関係の「具体性」はそれ自体として判断される要素というよりは、特定の当事者ないし特定の者に人的に帰属する争訟であることを言い換えているに過ぎないと解すべきものである。

客観訴訟と対比される主観訴訟の要件としての事件性・法律上の争訟性は、客観的違法の匡正のみを訴訟の対象ないし目的とするのではないという意味において、当事者の主観的利益保護を訴訟の本質と捉える。つまり、訴訟によって守られるべき主観的利益は、明確な「法的権利」というまでの具体性個別性を有することまでは要求されないはずである。少なくとも、事件性・法律上の争訟性の要件の核心は紛争の実体の「法的権利」性の有無や明確性ではない。

これは、「権利」というものが多かれ少なかれ抽象性を持ち、現実的具体的な侵害場面においてその内容を具体化ないし進化させてきたこと、国家賠償法1条にも「具体的権利」なる文言が一切ないこと、裁判所においても、国賠事件判決の積み重ねによって、必ずしも法的権利性の有無や明確性にこだわらず被侵害利益が法的保護に値する利益であれば賠償の対象とする実務が定着していることから明らかなことである。

ところが,原判決は争点整理手続すら経ないまま,無批判に被告の主張を容れて,これを主たる争点に設定し,これを認めないことで(しかも後記の通りその

判断も誤っている),憲法判断回避を図った。

(4) 権利侵害の判断においても憲法適合性判断が不可欠である

原告らの権利ないし法的利益を侵害しているか否かの判断においても、新安保 法制法の憲法適合性判断は不可欠である。

原告らは、新安保法制法の制定に係る内閣の閣議決定と同法案の国会提出及び両議院の強行採決による可決に至る憲法尊重擁護義務に違背する違法行為によって、平和的生存権、人格権及び憲法改正・決定権を侵害され、憲法の根本規範である平和条項が壊され、再び戦争ができる国に変質することへの怒りと失望感ないし悲しみ、主権者としての地位を無視された憤りと屈辱感、戦争や武力紛争に巻き込まれたりテロ攻撃を受けたりする不安と恐怖、日本が加害国となることへの不安と罪悪感、人権の制限や民生の後退による自身や子孫の将来の生活に対する不安など、深刻な精神的苦痛をこうむったと主張しているのである。

したがって、こうした原告らの精神的苦痛の質と程度を判断するためには新安保法制法の内容と立法過程についての憲法判断は不可欠であるといわなければならない。原判決は、憲法判断を回避したいことから、原告らの精神的苦痛の内容に深く踏み込むことも回避している。それは、「争点と当事者の主張」の摘示においても、精神的苦痛の概略を挙げるのみであり、かつ控訴人らが徹底して主張立証してきた新安保法制法施行によって起こった具体的事実の主張を完全に漏らしていることに端的に示されている。法施行後積み重なった違憲の事実は、法によってもたらされた効果すなわち国の加害行為による被害の実情であって、原告らの精神的苦痛と表裏の関係にあるにもかかわらずである(もっとも、原判決が日本が武力行使やテロの対象となったり、存立危機事態等が政府によって認定されなければ原告らの精神的苦痛が法的保護に値しないとしているのは誤りである。この点は後述する。)。

なお、原告らは、被侵害利益を平和的生存権、人格権、憲法改正・決定権の三つに分けたが、別々のものではなく、現在の核時代において、戦争を放棄した平和国家で、戦争の恐怖から免れて、安心して平穏に生活し、主権者として自律した人生を送ることができる地位を、三つの要素に分けて構成したものである。権利ないし法的利益として別々に存在するものではなく、一つの法的地位が新安保

法制法によって損壊され、堪え難い精神的損害をこうむったのである。

2 平和的生存権の権利性ないし法的利益性を否定した誤り

(1) 原判決の判断

原判決は、大要、次の根拠により平和的生存権の具体的権利性を否定する。① 憲法前文は「崇高な理想と目的」(4項)を示すもので、権利保障規定とは解されないこと、②平和とは、理想ないし目的としての抽象的概念であって、一義的に確定することが困難であること、③憲法9条は国に対する制限規範であり、個々の国民の権利規定ではないこと、の3点である。

しかし、いずれの根拠も、平和的生存権に関する解釈を誤ったものである。まず、日本国憲法における「平和」ひいては「平和的生存権」の重要性につき述べた上で、上記原判決の根拠が誤りであることを述べる。

(2) 平和的生存権の歴史的意義

ア 日本国憲法の誕生

日本国憲法が、第二次世界大戦の経験から、「再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し」生まれた。この決意に基づき、憲法は「全世界の国民が、……平和のうちに生存する権利を有することを確認」し、憲法9条で戦争を放棄し、また戦力の不保持を規定した。憲法は、「武力の行使」による平和の実現という手段は捨て(9条1項)、戦力を持たず、武力を行使しない方法、すなわち、対話と協調という外交的手段によって平和を実現することを誓った。

イ 世界の平和への歩み

日本国憲法が誕生してから70年以上が経過した。第二次大戦後も世界の各地で戦争や武力紛争が絶えず、平和的生存権の拡大と定着はなかなか進まなかった。国連でも、平和と人権保障が切り離せないものとして議論が進められ、ようやく1984年11月に国連総会で「人民の平和への権利宣言」が採択され、その後、2016年12月19日の国連総会で「平和への権利宣言」が採択されるに至った。このように平和的生存権は世界一般的には確立途上の人権であるかもしれないが、日本を含めて世界は定着に向けて歩みを進めている。

日本の裁判例でも平和的生存権を肯認した下級審判決が複数存在することは 指摘するまでもない。また、平成26年7月1日の閣議決定においても昭和4 7年政府解釈をそのまま援用し、「憲法第9条はその文言からすると、国際関係 における『武力の行使』を一切禁じているように見えるが、憲法前文で確認し ている『国民の平和的生存権』や憲法第13条が『生命、自由及び幸福追求に 対する国民の権利』は国政の上で最大の尊重を必要とする旨定めている趣旨を 踏まえて考えると、憲法第9条が、我が国が自国の平和と安全を維持し、その 存立を全うするために必要な自衛の措置を採ることを禁じているとは到底解さ れない」としている。政府は「国民の平和的生存権」を保障するために、「個別 的自衛権」を認めるとしているのであって、こと平和的生存権に関しては政府 の憲法解釈でも確立しているといえる。(もっともこの閣議決定は欺瞞的レトリ ックにより集団的自衛権を解禁するものであるが、この点はひとまずおく。)

(3) 原判決の誤り

ア ①憲法前文は「崇高な理想と目的」(4項)を示すもので、権利保障規定とは解されないこと、とする原判決の誤り

原判決は、憲法前文は崇高な理想と目的を示すものであることを根拠に平和 的生存権の権利性を否定するが、まずもって憲法前文が崇高な理想と目的を掲 げていることが、なぜ権利保障規定であることを否定するのか不明である。む しろ、憲法前文が崇高な理想と目的を掲げていることを認めるならば、その理 想と目的を達成するために権利性を付与することが不可欠といえる。権利性を 否定することは、憲法の理想と目的を放棄するものであって、許されないとい うべきである。

また、憲法前文が「権利」という文言を使用していることを重く受け止めるべきである。憲法前文は「平和のうちに生存する権利」と規定し、「平和のうちに生存する」ことが「権利」であることを明記している。

イ ②平和とは、理想ないし目的としての抽象的概念であって、一義的に確定 することが困難である、とする原判決の誤り

そもそも、憲法上の概念は「自由」や「平等」など、およそ抽象的なもので

ある。そのため、憲法上の概念が抽象的であったとしても、解釈によって、その意味内容を確定していく必要があり、過去憲法上の権利が争点となった事案において、裁判所は憲法の各規定を解釈してきた。したがって、憲法上の概念が抽象的であることを理由に具体的権利性を否定する理由とはならない。表現の自由が問題となる事案において、「表現」や「自由」が抽象的であることが表現の自由の権利性を否定しないように。したがって、平和的生存権だけを抽象的であるとして、その解釈を放棄することは許されず、他の人権同様に、その意義の解釈をしていく必要がある。

この点,「平和」の意味を哲学的に考察したとすれば,その意味内容は広範な広がりを見せるであろう。しかし、本件で問題となっている「平和」とは、日本国憲法下における「平和」であり、憲法前文、憲法9条のもとでの「平和」である。憲法9条は、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄し、この目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持せず、国の交戦権は、これを認めないと定めており、この枠組みの中での「平和」である。

日本国憲法は、平和を実現するための手段として戦争や武力による威嚇また は武力の行使を用いることは認めていないし、陸海空軍、核兵器を持つことで 平和を実現することも認めていない。平和的生存権もこの観点から確定してい かなければならないし、またその意味内容を確定できるのである。

この点,原判決は,「平和」を日本国憲法から離れて捉えている点で失当であり,誤りである。日本国憲法下での「平和」は確定できるのであり,また,そうしなければならない。

ウ ③憲法 9 条は国に対する制限規範であり、個々の国民の権利規定ではないとする原判決の誤り

原判決は、「憲法9条は、平和主義の根本的理念を具体化し、同条の認めない 行為を国に許さないものであり、その核心部分は明確であるが、あくまでも国 の行為自体を制限する規範であり、個々の国民に具体的な権利利益を保障した ものではない」とする。原判決は、具体的権利を認めないのであるから、国が 憲法9条に反する行為を行ったとしても、国民は司法の場でこれを是正するこ とはできない。果たして、このような事態を憲法が是認しているといえるであ ろうか。

国が憲法9条に違反する行為をしている場合、(少なくとも次の国政選挙までは)民主主義による解決は期待できない。そのような民主主義による過ちを是正するのが司法の役割であり、民主主義によっても奪うことのできない基本的人権の存在である。原判決は、憲法9条は平和主義の根本的理念を具体化し、その核心部分は明確であるとまで判示しておきながら、その国の違反行為への是正手段を認めないものであり、誤りというほかない。

また、原判決は憲法9条や憲法13条を含む第3章の各条項を個別的にみても、総合的に考慮しても、平和的生存権の具体的内容を一義的に確定することが困難であり、具体的権利性は認められないとするが、「平和」の捉え方は上述の通りであり、日本憲法下での「平和」であり、一義的に確定することが可能である。特に原判決は、憲法9条の核心部分は明確であるとするのであるから、その核心部分を明らかにしていくことで、自ずと平和的生存権の具体的内容が明らかとなるものである。

この文脈からは、「憲法9条が認めない行為」を国が控えることを信頼し、期待することもまた平和的生存権の一内容となりうる。

平和的生存権の意味内容, および, それが侵害されていることは原審でも主張したが, 原判決を踏まえ主張を別途補充する予定である。

3 人格権の侵害を認めなかった論理と判断の誤り

(1) 原告らの主張と原判決の判断

原審において、控訴人らは、新安保法制法の制定に至る各閣議決定、日米両国 政府の「新たな日米防衞協力のための指針」(いわゆる新ガイドライン)策定及 びこれを法制化した新安保法制法の制定、新安保法制法の制定に基づく自衛隊の 装備強化、日本の戦争参加の現実的危険などによって、人格権たる①生命権・身 体権及び精神に関する利益としての人格権、②平穏生活権及び③主権者としてな いがしろにされない権利が侵害されたと主張した。

これに対して、原判決は、①生命権・身体権及び精神に関する利益としての人格権の侵害及び②平穏生活権の侵害について、「自衛隊が他国との戦争等に巻き

込まれるなどし、国民が武力攻撃やテロリズムの対象となったとは認められない し、そのような具体的な危険が生じたものとも認められない。」とし、③主権者 としてないがしろにされない権利の侵害については、「主権者としてないがしろ にされない権利利益とは、結局のところ、原告らの主張する憲法改正・決定権な るものと同じものである。」としたうえで、憲法改正・決定権なるものが具体的 な権利といえない」とした。

しかしながら、日本が「武力攻撃やテロリズムの対象となったとは認められない」という事実認定自体に誤りがある。また、具体的な危険という概念は一定の幅があるものであるとしても、「具体的な危険が生じたとは認められない。」という評価も、明らかな誤りである。そもそも、これらの人格権に対する権利侵害は、国民が武力攻撃やテロリズムの対象となって初めて認められるものではない。

また,控訴人らが主張する人格権・人格的利益としての「主権者としてないが しろにされない権利」は憲法改正決定権と全く同じものではない。より個人の尊 厳や人格と関連性の深い内容を持つ権利・利益である。

なお,人格権に関しては,その本質を踏まえ,新安保法制法の立法行為によってこれが侵害されていることを,典型的な個別原告の被害事実とその評価も踏まえ,追って補充書ないし準備書面で詳述する。

(2) 生命権・身体権・精神に関する利益としての人格権について

原審の口頭弁論終結時において、「自衛隊が他国との戦争等に巻き込まれ」「日本が武力攻撃の対象」となり「日本人がテロリズムの対象」となった事実があったことは明らかである。そのうち、自衛隊員が南スーダンに派遣された2016 (平成28)年7月、ジュバにおいて戦闘行為に巻き込まれる危険と隣り合わせにいたことは原審において繰り返し主張し、かつ立証した。

ア 日本人がテロリズムの被害を受けた事実

2015 (平成27) 年10月3日, バングラデッシュ北西部のロングプール県において,日本人が銃殺される事件が発生した(甲A113)。事件発生後, ISILバングラデッシュを名乗る組織が,上記事件についての犯行声明を出した(前同)。加えて,2015 (平成27) 年11月18日には, ISILが

その機関紙である「ダービク」の12号において上記事件に言及した上で、「『十字連合軍』の一員である日本の市民を標的とした」と主張し、積極的に日本国民を標的としたことを明らかにした(前同)。また、2016(平成28)年7月1日には、バングラデッシュの首都ダッカにおけるグルシャン地区にあるレストラン「ホーリー・アーティザン・ベーカリー」がイスラム教過激派の武装組織に襲撃された時には、日本人7名が殺害された。ISILは、2016(平成28)年10月3日に、その機関紙である「ルーミヤ」第2号において、この事件について言及し、テロリズム活動の被害に遭った日本人らを「不信仰者」と非難した(前同。なお、諸般の事情により明らかにしないが、原審原告にはこの事件の犠牲者の遺族が含まれていた。)。これらの事件を受けて、警察庁は2017(平成29)年に発表された「治安の回顧と展望(平成28年版)」において「我が国に対するテロの脅威は正に現実のものとなっているといえる」と主張して(甲A115)、テロリズム活動の被害を受ける具体的危険性を認めるに至っている。

イ 武器等防護実施による北朝鮮からの明確な警告

武器等防護の実施に先立って、2017年3月7日から10日まで、同月27日から29日まで、さらに同年4月23日、いずれも海上自衛隊は米空母カール・ビンソンとの共同訓練として、北朝鮮を牽制するとみられる訓練を繰り返していた。その上で、防衛大臣は同年4月29日、北朝鮮を威圧するための海上行動を日本海で展開していたカール・ビンソンに補給に行く米補給艦リチャード・E・バードにつき、同年5月1日から3日にかけて、武器等防護の警護実施命令により、海自護衛艦「いずも」と「さざなみ」が同補給艦の武器等防護のための警護をした(甲B56・45頁)。この前後の同年2月から5月にかけて、北朝鮮は<math>SLBM、弾道ミサイル、IRBM級弾道ミサイルを複数回発射していた(前同 $53\sim54$ 頁)。

そして、自衛隊護衛艦が米艦の武器等防護を実施した直後、同年5月2日付け北朝鮮「労働新聞」は、「朝鮮半島で核戦争が起こる場合、最も大きな被害を受けるのは日本だ」、「日本が米軍の兵站基地、発進基地、出撃基地になっている」、「日本が真っ先に(核の)放射能の雲で覆われる」と強調した(2017

年5月3日付け読売新聞)。これは、北朝鮮を念頭に置いた日米共同訓練や武器等防護の実施によって、日本が米軍とともに北朝鮮に対する敵対国として立ち現れた日本に対する、北朝鮮の攻撃意図の表れにほかならない。

その後も北朝鮮は、同年5月29日「今までは日本の領土にある米国の侵略的軍事対象だけがわれわれの戦略軍の照準鏡内に入っていたが、日本が現実を直視できず、あくまで米国に追従してわれわれに敵対的に出てくるなら、われわれの標的は変わるしかない。」同年6月8日「今のように日本がわが方の拳の近くで不届きに振る舞っているなら、ひとたび有事となった際には、米国よりも先に日本列島が丸ごと焦土化されかねないということを知るべきである」同年9月13日「日本列島上空を飛び越えるわれわれの大陸間弾道ロケット(ICBM)を見てもいまだに正気を取り戻せずにあくどく振る舞う日本の奴らを厳しく懲らしめるべきだ。取るに足らない日本列島の4つの島を主体の核爆弾で海の中にぶち込むべきだ。」などと警告した(甲A118防衛省ホームページより「日本を攻撃目標とする北朝鮮の主張の主な例(平和安全法制成立(2015年9月19日)以降①②))。

米朝関係が極度に緊張している平成 2 9年 5 月に武器等防護を実施したことについて,軍事の専門家である半田氏は,「日本がアメリカと一緒になって軍事的に対立する当事者として明確に立ち現れたことを意味する。日本は,米艦の武器等防護を発動することによって,アメリカと北朝鮮の対立関係の一方当事者として自らを明確に位置づけたのである」としている(甲B 5 $6 \cdot 4$ 7 頁)。これらの時期に国内では J アラートが鳴り響き,日本各地で避難訓練もなされた。また,実際に「武力攻撃事態」や「存立危機事態」を想定したという河野克俊元統合幕僚長の発言もある(甲C 1 1 - 5 6 2)。

これらの事実からすれば、原判決における「自衛隊が他国との戦争等に巻き 込まれるなどし、国民が武力攻撃やテロリズムの対象となったとは認められな いし、そのような具体的な危険が生じたものとも認められない。」との事実認定 は明らかに事実誤認である。

原判決は、「原告らがその主観としてその主張に係る不安、懸念等を抱くこと 自体は理解できないわけではないが」と判示するが、控訴人らは、単に主観的 な不安、懸念に基づき人格権侵害を主張しているものではない。このように、 客観的事実に基づき,権利侵害を主張しているのであり,それらの具体的な危険に基づく権利侵害は客観的根拠がある以上,保護されなければならない。

(3) 平穏生活権について

原判決は、平穏な生活を送る権利利益についても「自衛隊が他国との戦争等に 巻き込まれるなどし、国民が武力攻撃やテロリズムの対象となったとも具体的な 危険が生じたとも認められない」とするが、具体的に国民が武力攻撃ないしテロ リズムの対象となっており、具体的な危険が生じていることは(2)で述べたと おりである。

その上で、原判決は「新田原基地の周辺の住民である原告らの供述等その他の本件全証拠によっても、本件各行為により、新田原基地が武力攻撃やテロリズムの対象になったともその具体的な危険が客観的に生じたとも認められないし、その周辺の住民である原告らの平穏な生活が現に脅かされているとも脅かされる蓋然性が生じたとも認められない。」と判示する。

しかし、平穏生活権には主観的要素が大きいことから、「内心の静穏な感情」も含まれ、戦争やテロのおそれが客観的に切迫している場合でなくても、平均人の感受性を基礎に、そのおそれを感じて平穏に生活できる状態でなくなった場合には、平穏生活権の侵害があったと認めるべきである。

原判決は、平穏な生活の侵害において、「具体的な危険や平穏な生活が現に脅かされているとも脅かされる蓋然性が生じたとも認められない。」とするが、蓋然性の概念は一定の幅があるものの、その危険が現実的に差し迫った状況が要件とされるべきではなく、一定程度の客観的な危険、客観的な蓋然性が認められれば、平穏な生活は侵害されるのであり、既に述べたとおり、そのような危険性・蓋然性は生じている。

(4) 主権者として蔑ろにされない権利について

控訴人らは、主権者として蔑ろにされない権利侵害について、憲法改正・決定権の侵害と区別して主張してきた。

すなわち,控訴人らは,主権者として,憲法制定権を享有するものであり,憲 法改正に際しても,国民投票に参加しうる地位を有する。今般の内閣及び国会の 新安保法制法の制定に係る行為は、集団的自衛権の行使が憲法に反するとの、まさに確定していた憲法解釈を変更し、違憲であるとの多くの声を無視して立法したものであった。そのため、内閣及び国会の新安保法制法の制定に係る行為は、本来、憲法改正手続によってしか行えないものであり、本来参加し得べき憲法改正手続への参加の機会を奪うものであった。

主権者としての立場は絶対であり、国家権力によって最大限尊重されるべきものである。そして、それは個人の尊厳から導かれる個々人の人格上の諸利益・幸福追求の前提でありこれと密接不可分の関係にある。これを無視され、愚弄され、蔑ろにされたことにより受けた被害は、国賠法上、救済を要求できる人格権であり、内閣及び国会の新安保法制法の制定に係る行為が、主権者として蔑ろにされない権利を侵害することは明らかである。

4 憲法改正・決定権の侵害を否定した誤り

原判決は、憲法改正・決定権について、以下のとおり判示する。

(1) 憲法改正・決定権に係る一般論の判示

原判決は、まず一般論として、国民主権原理を前提として国民に憲法改正が発 議された際の国民投票に参加する権利が保障されていること、憲法に関する意見 表明や国政反映の手段としての参政権や表現の自由等の基本的人権が保障され ていることを述べる。また、これに続けて、国務大臣および国会議員を含む公務 員は、憲法尊重擁護義務を負い、憲法に違反する閣議決定を行うことおよび憲法に 違反する法律を成立させることは、この義務に抵触する事態を引き起こすとも述 べている。

以上については、控訴人らが主張する憲法改正決定権への考察が不十分なきらいはあるものの、一般論として特段の異論が出るものではないだろう。

原判決の重大な問題点は、これ以降にある。

(2) 法令解釈の一般論と憲法解釈の同一視

原判決は、上記一般論に続けて、「法令等には、広狭の違いはあるにせよ、解釈の 余地があることは否めず、ある一定の時点で確立していた解釈であっても、社会情 勢等の変化を受けて変容していくこともあり得るところであり,憲法もその例外ではない。」と述べる。

一見すると、これも上記に引き続いて一般論を述べている部分であるかのようにも思われるが、実はそうではない。法令に解釈の余地があることや、ある時点で確立した解釈も社会情勢の変化を受けて変容しうることといった、法令解釈の一般論から直ちに「憲法もその例外ではない」と繋げることは、憲法解釈が容易に、かつ無限定に変容していくことを是認しようとするものである。そもそも、憲法改正の限界についてすら自然法論的あるいは法実証主義的な限界があるとするのが通説であり、ましてや、憲法の解釈によって憲法の根本原則や普遍的価値を変更することは不可能である。法令解釈の一般論と憲法解釈とを全く同列に扱った原判決は、その基本的スタンスにおいて既に間違っている。

日本国憲法が掲げる平和主義は、まさにここに言う憲法の根本原則であり普遍的価値である。集団的自衛権の容認が、この平和主義の意味内容を大きく変容させることは明らかであり、だからこそ、歴代内閣も、自衛権の解釈について変遷をさせつつも、集団的自衛権は認めないとして、明確な線引きをしてきたのである。国際法上も、絶対に反してはならない強行法規(ユスコーゲンス)の概念があり、武力行使やその威嚇を原則として違法とする国際法秩序に照らしても、国際紛争の解決手段として武力行使ないしその威嚇に向けて積極的に踏み出す方向への憲法解釈の変更は絶対に許されない(なお、「国際紛争の解決手段としての武力行使」は一般に「侵略戦争」を想定するとされるが、「自衛(集団的自衛権行使を含む)」や「制裁」の名の下に数々の不毛な武力行使が行われたことは世界的に見て公知の事実である。)。

原判決のこの一文は、安倍内閣が、集団的自衛権に関して歴代内閣が確立してきた憲法解釈を踏みにじる暴挙に出たことを一貫して批判してきた原審における控訴人らの主張を完全に無視あるいは軽視する姿勢が如実に表れているのである。

(3) 内閣の行う法令解釈の意味内容の捉え方が片面的であること

原判決は、次に、「法令等が憲法に適合するかしないかを決定する最終的権限は、最高裁判所のみが有しており(憲法81条)、国会が立法を行い、内閣が行政を

行うに当たって採用され,又は変更された憲法解釈は,憲法の意味内容を確定させ,変更する法的な効力を有しない。」と述べる。

ここは、純粋に形式論として見る限りは必ずしも誤っているというものではない。しかし本件における安倍内閣は、憲法解釈を変更した上でそれを踏まえた法案提出を行い、現に法律が成立し施行されているのであるから、事実として、内閣の憲法解釈の変更が憲法の意味内容を確定させてしまっているのは明らかな場面である。「法的な効力を有しない」という形式論だけを摘示したところで何の意味もないところであり、それにもかかわらず敢えてこのような記載が行われているのは、この後に続く判示と相まって「内閣の憲法解釈に法的な効力はないのだから、これに対する訴訟は抽象的審査につながり許されない」という粗雑な理屈を展開することを目的としたものといえる。これは、ひいては、内閣の憲法解釈に対する一切の法的責任追及の道を閉ざすところに目的があったと評価されてもやむを得ないものであろう。

原判決のこの判示は、おそらく全国の安保法制違憲訴訟の判決の中でも異質な部分である。一見当たり障りのない形式論を示しながら、その実、憲法解釈に関して内閣に無限の権限を認める結果を招いているのであり、数多い原判決の問題点の中でも、突出して深刻な誤りである。立憲主義を全く理解しないものと言うほかはなく、立憲主義の守り手たるいささかの自覚もないことさえ疑わせる。

そもそも、本件では、内閣がそれまでの憲法解釈を「激変」させて、新安保法制法案を国会に提出したという現実がある。控訴人らはこの内閣の憲法解釈の「激変」を指して事実上の憲法改正と主張したが、仮に裁判所がこの主張を受け入れないとしても、内閣が従前の憲法解釈を決定的に大きく変容させたことは否定しようのない事実である。裁判所が、控訴人らの主張を酌まないばかりか、この揺るぎようがない事実にすら一切目を向けず、内閣の憲法解釈は法的な効力を有しないなどという言葉遊びだけに終始していることからは、なんとしても憲法判断を避けたいという裁判所の不誠実な姿勢が見て取れる。

(4) 内閣の憲法解釈に対する法令審査の否定

既に言及したとおり、原判決は、上記の判示に続けて、内閣の憲法解釈に対する法令審査そのものを否定する。具体的には、「立法又は行政の行為につき、本来

は憲法改正を要する「憲法解釈の変更」をされない権利を措定することは,通常の立法又は行政の行為においては憲法改正手続を経ることはないから,ある立法又は行政の行為が自らの憲法解釈と異なると考える者が自らの具体的な権利利益の有無に関係なく憲法解釈の変更により当該権利が侵害されたなどとして国家賠償請求訴訟等を提起し,その憲法適合性を問うことを許容することつながりかね」ないと述べる。

原判決の上記判示は,一切の限定をつけずに,およそ内閣(又は国会)の憲法 解釈の変更の全てに対して法令審査を否定しているところが特徴的と言える。

憲法解釈の変更と一口に言っても、些細な変更から憲法の文言自体が変わったに等しい重大な変更まで、様々なものがあるはずである。原審において控訴人らは、憲法解釈の変更一般を憲法改正と同一視したことなど一度もなく、原判決が、なぜ控訴人らの主張を踏まえてこのような結論に至ったのか全く理解に苦しむ。

そもそも、原判決が言うような「自らの具体的な権利利益の有無に関係なく憲法解釈の変更により当該権利が侵害されたなどとして国家賠償請求訴訟等を提起」された場合、それ自体を却下すればいいだけの話であり、憲法解釈の変更に対する法令審査を一律否定すべき理由はどこにもない。原判決の考え方をとると、明らかに憲法原理の根本を破壊するような憲法解釈の変更であっても一切裁判所は違憲立法審査権を行使できないことになるが、これはもはや司法権の自殺という他ない。

原判決の判示は、全国の判決と比較してみても稀有な暴論の極みであり、明ら かに誤っている。

(5) 原告らの訴えを感情論に矮小化していること

原判決は、この憲法改正・決定権に係る判示について、「原告らが本件各法律の審議の経過等も含む本件各行為に失望と憤りを抱いていること自体は了解可能であるが、憲法改正の賛否を問う国民投票が実施される前の時点の権利である、原告らの主張する憲法改正・決定権なるものが、国家賠償法の法的保護の対象となる具体的な権利利益であるということはできない」と締めくくる。

新安保法制を巡る一連の行為に原告らが「失望と憤りを抱いている」などと取りまとめ、ただの感情論の問題に矮小化しようとする原判決の姿勢は端的に言っ

て卑怯である。

控訴人らは、安倍内閣の憲法解釈変更が気に入らないから訴訟を起こしたわけではない。歴代内閣の解釈の積み重ねを安易に覆し、95%を超える憲法学者、歴代の内閣法制局長官、元最高裁長官、元最高裁判事、日弁連はじめ全国の弁護士会が違憲と断じるような解釈変更を行ったからこそ、訴訟を起こし、原審を戦ってきたのである。

控訴人らの主張は決して単なる感情論ではないし、憲法原理の根本を破壊するような本件憲法解釈についてすらおよそ一律に憲法改正決定権を否定する原判 決は、決定的に誤っており、控訴審において必ず是正されなければならない。

5 新安保法制法施行後の具体的事実による危険性の高まりと控訴人らの権利利益 侵害についての判断の誤り

(1) 原判決の判示

原判決は、「各々の立場、経験等に加え、自衛隊の南スーダンにおける活動、 米国との共同訓練等に関する報道等から、その主張に係る不安、懸念等を抱くこ と自体は理解できないわけではない」としながら、

「本件全証拠によっても、本件各法律が施行されてから5年近くが経過した本件訴訟の口頭弁論終結時においても、自衛隊が他国との戦争等に巻き込まれるなどし、国民が武力攻撃やテロリズムの対象となったとは認められず、その具体的な危険が生じたとも認められない。また、存立危機事態に際して防衛出動が命じられたことがないことはもとより、存立危機事態に至ったとしてその対処に関する基本的な方針(事態対処法9条)が定められたようなこともない(顕著な事実)。」

「 …本件各行為により、原告らがその生命、自由を侵害され、又はその危険に さらされたり、現実的な戦争等による被害や恐怖にさらされたり、戦争の遂行等 への加担・協力を強いられたとは認められない。」

「新田原基地の周辺の住民である原告らの供述等その他の本件全証拠によっても,新田原基地が武力攻撃やテロリズムの対象になったともその具体的な危険が客観的に生じたとも認められないし、その周辺の住民である原告らの平穏な生活が現に脅かされているとも脅かされる蓋然性が生じたとも認められない。」

などとして,控訴人らの平和的生存権,人格権(生命,身体及び精神に関する権利利益,ないし平穏な生活を送る権利利益)が侵害されたとはいえないと判示した。

(2) 原判決の誤り

ア 新安保法制制定による具体的危険性の高まり

しかし、新安保法制の制定と運用により、控訴人ら自身や自衛隊員を含む日本国民が米国の戦争やテロに巻き込まれる現実的危険性が高まったことは、本件原審での証人の証言内容や提出した各書証等から明らかである。

少なくとも控訴人らが、控訴人ら自身や自衛隊員を含む日本国民が米国の戦争やテロに巻き込まれるおそれを感じ不安や恐怖を覚えることは、決して被害妄想や杞憂ではなく、合理的で相当な理由があり、心理的被害の存在が明らかである。

後述の「(3)新安保法制が生じさせている現実的具体的危険」に記載する歴史的経緯,近時の情勢に鑑みても、原判決の判示は、現実を直視せず、楽観視した誠に安易な判断である言わざるを得ず、事実認定の誤り、経験則違背がある。

イ 平和的生存権侵害の「おそれ」について

平和的生存権は、憲法9条により意味充填され、その規範内容は「憲法9条に違反する国家行為によって、個人の生命、自由が侵害されたり又は侵害の危機・恐怖にさらされないという拒否的自由」となる。したがって、侵害の有無を検討するにあたっても、憲法9条の役割・規範内容と切り離して考えることはできない。

この点について、青井未帆教授は、意見書(甲B17のp56,57)において、以下のように述べている。

「 そもそも9条は国民の自由や人権との関係で、どう位置付けられるかを考えるに、戦争や武力の行使は必ず誰かの自由や人権への侵害をもたらすことに 思いをいたす必要がある。日本国憲法は、実際に権利や自由への侵害が生じて しまっては遅いからこそ、侵害が生ずる一歩手前の段階で、そのような個別具 体的な侵害が生じることを防ぐための手段だったのではなかったのか。前文は、・・・政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起こることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。」と謳っているのであった。侵害の手前で制度的に自由を確保するものであることが憲法で選択されたのである。

手前で防止するという性質から, たとえていえば「防火壁」のようなものである。

ここで、もし「防火壁」を壊すような国家行為であっても、伝統的な意味での具体的な権利利益侵害が生じていないから裁判所が取り扱えないというのでは、「手遅れになってからではないと扱えない」といわんばかりであり、一歩手前で防いで自由を確保するという制度の趣旨が没却される。それは、結局のところ、人権の保障という司法の果たすべき役割を放棄することにもなりかねない。

先に本意見書は「表現の自由」と「自由な表現空間の維持」との関係で委縮効果を述べたが、憲法9条の守る自由と9条の関係も、同様に捉えることができる。人権と9条とを併せ、事柄の性質上、自由が侵害される「おそれ」に十二分に敏感に、社会的政治的状況を横目で睨みつつ、侵害の危険が現実化することを防ぐべく、統治の仕組みを考察しなければならない。」

つまり、日本国憲法は、憲法9条に、害が生ずる一歩手前の段階で、個別具体的な侵害が生じることを防ぐための防火壁としての役割を与えている。そして、憲法9条によって意味充填された平和的生存権は、戦争状態等により侵害が現実化してからでは完全に手遅れとなってしまうので、伝統的な意味での具体的な権利利益侵害が生じていない場合であっても、種々事情を考慮し、侵害の「おそれ」を認めることが可能である。なお、この点については、証人飯島滋明も、過去の歴史において、現実に戦争状態に突入することを予測することが困難であること、だからこそその手前の段階での救済の必要性がある旨を証言している(原審 同人の証人調書p14、15 ナチスによる授権法によって当時ヨーロッパで最も進歩的・民主的と言われたワイマール憲法が破壊され、その後戦争とホロコーストに至った歴史的事実を指摘し、裁判所の積極的な違憲立法審査権の行使の必要性を述べている。)。

憲法9条は武力の行使を禁止している。この解釈について、日本政府は、他国防衛となる集団的自衛権の行使はできず、また、他国の武力行使と一体化することは許されないと解釈してきた。しかし、新安保法制は、集団的自衛権の行使を認め、現に戦闘行為を行っている現場でなければ、弾薬の提供等も可能とすることにより、武力行使の一体化まで許容するにいたった。これは、解釈の枠組みの土台そのものを破壊する憲法破壊行為であり違憲性は明白である。

そして、このことにより、日本の自衛隊は、米国の安全保障政策に完全に組み込まれ、専守防衛としての性質を歪められ、先制攻撃すら可能な事態となったことは原審半田証言等により明らかである。日本の国土や自衛隊員を含む在外日本人に対する敵対国ないし敵対勢力からの武力攻撃やテロ攻撃を招くおそれが、専守防衛を堅持していたときのそれと質的に全く異なるものになったのであり、司法的判断による救済が必要な段階に至ったというべきである。

そして、控訴人らは、過酷な戦争経験等から、憲法9条の「戦争を許さない」という約束に共感し、自己の人格の核心に据えて生きてきた者であり、平和運動等を通じて、一生をかけて憲法9条の約束を実践・実現しようとしてきた者達である。控訴人らは、新安保法制制定により変質させられた事態に対し、恐怖・怖れ・不安を感じ、怒り・焦燥感・憤り等を表明しているが、新安保法制法の制定と運用によって、控訴人らにおいて、日本が米国の戦争やテロに巻き込まれるおそれを感じ、不安や恐怖を覚えるのは決して被害妄想や杞憂ではなく、合理的で相当な理由があるのであり、この控訴人らの精神的苦痛、心理的被害は救済されなければならない。

(3) 新安保法制が生じさせている現実的具体的危険

ア はじめに

新安保法制法の制定・運用によって、控訴人らを含む国民の生命・身体に対する現実的・具体的危険をもたらす事態が生じた。具体的には、自衛隊が米国の安全保障政策を実施する手段として、米軍と一体となって動員されることが当然に予定されてしまったこと(①)、北東アジア地域及び中東地域において、日本及び日本国民が武力紛争に関与する事態(②)、日本及び日本国民がイスラム教過激派によるテロリズムの標的となった事態(③)、である。

上記①乃至③は、それぞれ単独でも、明確に、国民の生命・身体に対して現実的・具体的危険をもたらす事態である。上記①乃至③を一つの全体としてみれば、上記事象が控訴人らを含む日本国民の生命・身体・健康に現実的・具体的危険をもたらすことは、疑いようの余地もないほど明確になる。

イ 新安保法制法制定・運用による戦争・テロ等の現実的・具体的危険性

第1に、日本と米国の安全保障・外交における協同の歴史に鑑みて、自衛隊が米国の安全保障政策を実施する手段として、米軍と一体となって動員されることが当然に予定されてしまったこと及びその具体的・現実的危険性を主張する(ア①)。

第2に,近年における北東アジア情勢に鑑み,新安保法制法制定・運用によって,控訴人らを含む日本国民の生命・身体等が被害に遭う具体的・現実的危険性を主張する(ア②)。

第3に、新安保法制法制定・運用が原因となって、日本が特にイスラム過激派によるテロリズム活動の対象となる危険にさらされることの具体性・現実性を主張する(ア③)。

ウ 日本の安全保障政策への米国の関与について

第2次世界大戦後、日本の安全保障政策に対する米国の関与について歴史を振り返れば、主として米国が日本に行使した影響力が原因となって、日本の抑制的な武力行使に対する姿勢が溶解してきたことが日本の安全保障政策の特色であることが明らかになる。

以下では,三つの時期に分けて,歴史的経緯を概観し,日本の安全保障政策 の特色を明らかにする。

① 第2次世界大戦後、自衛権の意義について解釈が確立するまで

第2次世界大戦後,日本はサンフランシスコ平和条約締結と同時に日米安全保障条約を締結して、米国の安全保障政策・外交政策に対して協同するようになった。しかし、自衛権の意義について解釈が確立するまでの間、日本は警察予備隊及び自衛隊という自国の実力組織を用いることに対して、非常に抑制的

であった。

すなわち,第1に,第2次世界大戦後において,日本と米国は,1951(昭和26)年9月8日に日米安全保障条約(以下「旧安保条約」)を締結した。

当時、米国は、北大西洋条約機構(以下「NATO」)に関連して米国の議会上院が採択した「ヴァンデンバーグ決議」が「継続的かつ効果的な自助及び相互援助」の能力を欠く国と相互防衛援助関係を結ぶことを禁じたことを理由として、日本との集団的自衛権の取決めの締結を拒否した(甲A98通し番号50ないし51)。

そのため、旧安保条約においては、前文で日本の個別的及び集団的自衛権保有を確認しつつ、日本には基地提供義務のみが課され、かつ米国による日本防衛義務が明記されることはなかった(前同 通し番号51)。

旧安保条約の内容を踏まえ、外務省条約局長を務めていた西村熊雄は、1951(昭和26)年11月7日、前年から始まっていた朝鮮戦争について、「日本は独立国であるから集団的自衛権も個別的自衛権も完全に持つ。しかし、憲法9条により自発的に自衛権を行使する最も有効な手段である軍備を一切持たないことにし、交戦者の立場に立たないことにしたのだから・・・(警察予備隊の朝鮮戦争への派遣)は断じてないし、他国が日本に要請することもない」として(前同 通し番号51ないし52)、日本が憲法上軍備を保有できないこと、日本が交戦者となることはなく他国の戦争へ警察予備隊を派遣できないことを明らかにした。

その後、1954(昭和29)年6月2日、参議院本会議で「自衛隊の海外 出動を為さざることに関する決議」が採択された(甲A99)。さらに1955 (昭和30)年6月3日には、当時の下田武三外務省条約局長が「日本国憲法 が否認していないのは、既存の国際法一般に定められた固有の(個別的)自衛 権である・・・現憲法下では集団的自衛はなし得ない。」・「日本が攻撃されれば 相手国は日本を助け、相手国が攻撃されれば日本は相手国救助に赴くという純 粋の共同防衛協定は、憲法第9条2項の交戦権禁止規定から不可能である。」と 答弁して(甲A98 通し番号52)、日本が憲法上集団的自衛権を行使できな いことが再度確認された。

このように旧安保条約締結当時における, 自衛権を巡る日本政府の考えは,

警察予備隊を他国からの要請に基づいて派遣することはないし、そもそも軍備 すら一切持たないというものであった。

第2に、その後、日本政府は、米国と新しく安全保障条約を締結することに向けて動いていった。旧安保条約には条約と国連憲章の関係性に関する規定が本文に規定されていない点、日本の内乱への米軍介入を認める点、「極東の国際の平和と安全維持」のために米軍が一方的に駐留米軍を使用できる点といった問題点があったためである(甲A98 通し番号52)。

日本は上記の様な問題点を解消するため、米国と交渉を重ねていき、交渉の末、1960(昭和35)年6月1日に、日本がヴァンデンバーグ決議にいう防衛力を整備することや、米国による日本の防衛義務等を内容とした安全保障条約(以下「新安保条約」)を締結した(前同 通し番号52ないし53)。

この新安保条約締結に向けた過程で、日本の集団的自衛権行使の可否が、国会内で激しく議論された。この時期において、日本政府は「特別に密接な関係にある国が武力攻撃された場合に、その国まで出かけて行って防衛するという意味での集団的自衛権を日本は憲法上持っていない」と答弁して、他国を防衛するために自衛隊を派遣することについては消極的な姿勢を示していた。この時点でも、日本政府は、自衛隊を派遣することについて、消極的な考えを堅持していた。

第3に、その後、日本政府は、集団的自衛権行使についての政府解釈を確立した。すなわち、日本政府は、昭和47年10月14日、集団的自衛権を「自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力をもって阻止することが正当化される地位」と定義した上で、「他国に加えられた武力攻撃の阻止をその内容とする集団的自衛権の行使は憲法上許されない」との解釈を確立した(前同 通し番号54ないし55)。この段階に至って、日本政府は、集団的自衛権についての解釈を明確にし、そして憲法上その行使が禁じられていることも明確にしたのである。

このように、日本政府は、1972 (昭和47) 年に集団的自衛権についての政府解釈を確立するまで、警察予備隊・自衛隊を、他国の安全保障政策・外交政策に協同する目的で、派遣し共同の行動へと使役することに対し消極的な姿勢を堅持し続けてきたのであった。

② 日米防衛指針協力のための指針の締結から2000年代前半まで

日本政府は1972 (昭和47) 年に集団的自衛権行使についてこれを禁ずる解釈を確立させたものの、その後は、米国との交渉で、限定的ではあるものの、自衛隊が米軍と共に行動することを認め、日本の領域外への自衛隊の派遣も容認するようになっていった。

第1に、その発端となったのは、日米両政府が、1978(昭和53)年1 1月に「日米防衛協力のための指針」(以下「旧指針」)を策定したことであった(甲A100)。

両政府は旧指針の「I 侵略を未然に防止するための態勢」の第2項における(1)において、「自衛隊及び米軍は、日本防衛のための整合のとれた作戦を円滑かつ効果的に共同して実施するため、共同作戦計画についての研究を行う。また、必要な共同演習及び共同訓練を適時実施する」と定めた上、「Ⅲ 日本以外の極東における事態で日本の安全に重要な影響を与える場合の日米間の協力」において「日本以外の極東における事態で日本の安全に重要な影響を与える場合に、日本が米軍に対して行う便宜供与のあり方は・・・日米間の関係取極及び日本の関係法令によって規律される。日米両政府は、日本が上記の法的枠組みの範囲内において米軍に対し行う便宜供与のあり方について、あらかじめ相互に研究を行う」と定めた。日本が、米国の軍事行動に対する協力を前向きに検討することになったのである。

第2に,1992(平成4)年6月に「国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律」(PKO協力法)が制定されて自衛隊の海外派遣が法律上可能なものとなった後,日米両政府は,1997(平成9年9月23日に,「日米防衛協力のための指針」(指針)を改訂した(甲A101)。

指針において、日米両政府は、「極東における事態」を「日本周辺地域における事態で日本の平和と安全に重要な影響を与える場合(周辺事態)」という言葉に置き換え、日米両政府における防衛協力の地理的範囲を曖昧なものにした。その上で、日米両政府は、周辺事態が予想される場合における情報交換及び政策協議の強化(「V」の第1項)、周辺事態が発生した場合における施設の使用や後方地域支援をはじめとした「事態の拡大の抑制のためのものを含む適切な

措置」(「V」の第2項)を定めた。日本政府が米国政府の軍事行動について協力すべき地理的な範囲が曖昧なものとなった上、後方支援活動が可能となったのである。

第3に、日本では、2001(平成13)年11月2日に、いわゆる「テロ対策特別措置法」(以下「テロ特措法」)が制定された。日本政府は、同法に基づいて、2001(平成13)年11月9日に補給艦と護衛艦を、ペルシャ湾を含むインド洋に派遣し、多国籍軍艦船に対して補給・給油活動を行った(甲A98 通し番号61)。

このようにして、1978 (昭和53) 年以降、米国の軍事行動に対する自 衛隊の協力が積極的に検討され、実施されるようになり、また自衛隊を日本の 領域外へと派遣する場面が出現するようになった。

③ 2000年代後半以後,集団的自衛権行使が容認されるまで

2000年代に入ったのち、民間であると政府であるとを問わず、米国の各機関から強く、集団的自衛権行使の容認を陰に陽に要求されるようになった。 やがて、日本政府は、2014(平成26)年7月1日に集団的自衛権行使を容認する閣議決定に至り、米国の要求にこたえることになった。

(ア) 第1に、米国の民間機関は日本政府に対し集団的自衛権行使の容認を積極的に強く迫り、日本政府の安全保障政策は同民間機関からの要求に左右されるようになった。

その発端は2000(平成12)年10月11日に発表された「米国と日本-成熟したパートナーシップへ向けて-」(注:邦訳による題名)と題する報告書(以下「第1次報告」)であった。

第1次報告は、米国のナショナル・ディフェンス大学における国家戦略研究所が発行し、レーガン共和党政権で国防次官補を務めたリチャード・アーミテージ氏及びクリントン民主党政権下で国防次官補を務めたジョセフ・ナイ氏が中心となって作成された報告書であった。

第1次報告においては、(1)日本はより平等な米国の同盟パートナーとなるべきであると提言した上で、(2)集団的自衛権を禁じていることが日米

の同盟関係に基づく協力を制約していると主張した。

それぞれ日本政府に求めるものであった。

その後、上記国家戦略研究所は、2007(平成19)年2月16日に、「米日同盟 2020年に向けアジアを正しく方向づける」(注:邦訳)と題した報告書(以下「第2次報告」)を発行した(甲B156)。第2報告もまた上記アーミテージ氏及びナイ氏が中心となって作成された報告書であった。第2次報告は、日本への勧告として、(3)「憲法について現在日本で行われている議論は、地域及び地球規模の安全保障問題への日本の関心の増大を反映するもの(である)・・・この議論は、われわれの統合された能力を制限する、同盟協力に対する現存の制約を認識している。この議論の結果が純粋に日本国民によって解決されるべき問題であることを、われわれは・・・認識している」として集団的自衛権行使の可否をめぐる憲法上の議論の解決を、(4)「日本の防衛省と自衛隊が現代化と改革を追求するにあたって充分な資源を与えられることが極めて重要だと考えている」として防衛予算の拡大を、

さらに、上記国家戦略研究所とは別の、米国にある戦略国際問題研究所は、2012(平成24)年8月15日に、「日米同盟ーアジアの安定を繋ぎとめる一」(注:邦訳)と題した報告書(以下「第3次報告」)を発行した(甲A102)。第3次報告もまた、アーミテージ氏とナイ氏が中心となって作成したものであった。

第3次報告では、日本が今後世界の中で「一流国」であり続けたいのか、あるいは「二流国」に甘んじることを許容するのかを「極めて強い表現」で問うた上、(5)「同盟には、より強固で、均等に配分された、相互運用性のある情報・監視・偵察(ISR)能力と活動が、日本の領域を超えて必要になる・・・安全保障の段階を通じて、米軍と自衛隊の全面的な協力を認めることは、日本の責任ある権限の一部である」、(6)「イランがホルムズ海峡を封鎖する意図もしくは兆候を最初に言葉で示した際には、日本は単独で掃海艇を同海峡に派遣すべきである」として、米軍の軍事行動に対する自衛隊の全面的協力と、ホルムズ海峡への自衛隊に所属する掃海艇の派遣が、日本に対して勧告された。

第2次報告の「日本への勧告」には、効果的な意思決定のための国家安全

保障体制と官僚組織の強化や、自衛隊の海外派遣に関する恒久法の整備などの項目があった。前者は第2次安倍政権において2013年(平成25)年末の国家安全保障会議(NSC)設置及び国家安全保障戦略(NSS)策定としてすでに実現しており、後者は7・1(=2014(平成26)年7月1日)閣議決定に関連して、当時進行中の安全保障法制の整備作業の課題の一つとされている。こうして見ると、3つのアーミテージ報告(=第1次報告乃至第3次報告のこと)は、民間有識者グループの提言とはいえ、グループのメンバーが政府の要職経験者であったりその候補者であったりしたことから、日米防衛協力の政策策定に多大の影響を与えてきたと言ってよいだろう」と評価されているように(甲A98 通し番号64)、日本政府の集団的自衛権容認と同容認を前提とした政策を実施する方向において、日本の安全保障政策を強く左右する力を持つものであった。

(イ) 第2に、特に2000年代後半からの米国政府の日本政府に対する要求もまた、集団的自衛権行使容認及び同容認を前提とした政策実施の方向において、強く影響を与えるものであった。

上記の様な米国政府の要求は、米国政府内で高まりつつあった中国脅威論 を受けてのものであった。

すなわち、米国では1990年代から中国脅威論が唱えられるようになり、2002(平成14)年には米国政府は「中華人民共和国の軍事力に関する年次報告書」を発表して(甲A103 通し番号2)、高まりつつある中華人民共和国(以下「中国」)の軍事力への対処が米国政府内での重要な課題となっていった。

そして、2009 (平成21) 年に米国政府は、中国が「アクセス阻止・エリア拒否」という軍事戦略を採用しているとの見解を発表した(甲A103 通し番号2)。

上記「アクセス阻止」とは、中国軍が、米軍の部隊や装備を攻撃目標とし、 軍事介入した場合に予想される米軍の損害を高めることで、米軍が中国周辺 地域に接近することを阻止することを指すとされ(前同)、また、上記「エリ ア拒否」とは、中国周辺地域での米軍の行動の自由を制限することを指すと される(前同)。米国政府は技術の発達などを背景とした上記「アクセス阻止・エリア拒否」能力の拡散によって、作戦地域への戦力投入がより困難になっているとの認識を示し(前同 通し番号3)、どのようにアクセスと行動の自由を確保するかを検討するようになった。

その後、米国政府は、2010(平成22)年2月1日に「4年毎の国防計画の見直し」(注. 邦訳)を公表し、同書の中で「(米国の)国防省は、北東アジアにおいて、二国間・地域及び地球規模の包括的な同盟を構築し、戦力態勢を再編し、同盟の役割及び能力を再構築し、集団的な抑止と防衛の能力を強化するための、合意された計画及び共有されたビジョンを実行するため、主要な同盟国である日本及び韓国と緊密に協力している」と述べた上で(甲A104 通し番号2)、米国が単独で安全保障上の課題全てに対処するのは不可能であり、同盟国及びパートナー国との一層の協力が必要である(前同 通し番号参一1)として、上記「アクセス阻止・エリア拒否」に対抗する為、日本をはじめとする同盟国に対し積極的な協力を求める姿勢を明らかにした。

また、当時の米国政府における国防長官であったロバート・ゲーツ氏は、2010(平成22)年に開催された「シャングリラ・ダイアログ」における演説中、中国の海洋進出に対抗するため、東南アジア諸国等に新たに兵力を展開し、南シナ海やインド洋で発生する緊急事態に即応する体制の構築を志向する趣旨で「地理的により分散し、運用面でより抗堪性(敵の攻撃に耐えてその機能を維持する能力)があり、かつ、政治的により持続可能な」(甲A105 通し番号120ないし121)ものへとアジア太平洋における米軍の態勢を変更する方針であることを明らかにした。

さらに、米国政府は、2011 (平成23) 年2月に発表した「国家軍事 戦略」において「(中国の海洋進出を踏まえ、日本・韓国・豪州に加えフィリ ピン、タイ、ベトナム、マレーシア、パキスタン、インドネシア、シンガポ ール、及びその他のオセアニア諸国) との軍事協力を拡大すると表明した。

まとめると、米国政府は2009(平成21)年以降、特に中国による「アクセス阻止・エリア拒否」戦略に対抗するため、アジア太平洋地域への兵力の展開に重点を置いた米軍の再編を進め、かつ「アクセス阻止・エリア拒否」

戦略への対抗を実行するため、日本をはじめとする同盟諸国に対し軍事的な協力を要求してきたのである。

他方、日本政府は、上記「4年毎の国防計画の見直し」の内容を受けて、2010(平成22)年に「米国の安全保障戦略と日米同盟」と題する文書を公表した(甲A104)。上記「米国の安全保障戦略と日米同盟」における「「役割・任務・能力」(第2段階)」の項目では「基本的な考え方」として、「日本は、新たな脅威や多様な事態(弾道ミサイル攻撃やゲリラ、特殊部隊による攻撃、島嶼部への侵略等含む)への対処を含めて、自らを防衛し、周辺事態に対応」・「日本の防衛・周辺事態への対応に際しての日米の活動は整合を図る」・「日本は米軍施設・区域を含む接受国支援(HNS)を引き続き提供するとともに、米軍の活動に対して事態の進展に応じ切れ目のない支援の提供など適切な措置を実施」することが明記され(前同 通し番号参一17)、日本の領域防衛との関連性が必ずしも明確ではない周辺事態について、「切れ目のない支援」を実施することが明らかにされた。

そして、日本政府と米国政府は、2013(平成25)年10月3日、「日米安全保障協議委員会共同発表」において、「日本は、集団的自衛権の行使に関する事項を含む自国の安全保障の法的基盤の再検討・・・を行っている。米国は、これらの取組を歓迎(する)」と発表し、集団的自衛権行使の容認に向けて日本政府が動いていくことを確認した(甲A106)。上記共同発表においては、「今後十年にわたり、同盟は、緊密な協力を通じ、また、両国が手を携えて機敏に緊急事態対応や危機管理を行うことを可能とする相互運用性及び柔軟性が強化された兵力態勢を通じ、引き続き安全保障上の課題に対処する意図を有する」・「協議及び調整のための同盟のメカニズムを、より柔軟で、機動的で、対応能力を備えたものとし、あらゆる状況においてシームレス(=継ぎ目のないこと)な二国間の協力を可能とするよう強化する」とも発表された。自衛隊と米軍とが、あたかも一つの軍事組織であるかのように、緊密に協力できる体制の構築が志向されたのである。

こうした経緯の下,2014(平成26)年7月1日,日本政府は集団的 自衛権の行使を容認する閣議決定を行った。日本政府は,集団的自衛権の行 使を容認する閣議決定の趣旨について「日米間の安全保障・防衛協力を強化 するとともに、域内外のパートナーとの信頼及び協力関係を深め、その上で、 あらゆる事態に切れ目のない対応を可能とする法整備を行うことが必要なの です。」(甲A107)と説明した。やはり、ここでも、自衛隊と米軍との、 切れ目のない、すなわちあたかも一体の軍事組織であるかのような、緊密な 協力関係の構築が志向されたのである。

④ 小括

以上の歴史的経緯に鑑みると、日本の安全保障政策は、米国の安全保障・外 交の手段である武力行使を補完する方向で進められたことが裏付けられる。こ れに伴い日本の武力行使に対する謙抑的な姿勢は徐々に溶解していき、ついに は集団的自衛権行使を容認するに至ったのである。

エ 自衛隊が米国の安全保障政策を実施する手段として、米軍と一体となって動員されることが当然に予定されてしまったこと及びその具体的・現実的危険性

上記ウのとおり、第2次世界大戦後における日本の安全保障政策に対する米国の関与の歴史に鑑みれば、集団的自衛権行使が容認されたことで、自衛隊が米国の安全保障政策・外交政策の実現を追求するための手段として、米軍と一体となって動員されることが当然に予定されてしまったことがわかる。

また,自衛隊が米軍と一体となって動員されることは,単に米国の個別的自衛権行使を助力するのでなく,国際法に違反する恐れの高い武力行使についても助力することを意味し,日本が米国発の武力紛争に関与し巻き込まれる危険性が一段と高まるといえる。

以下では、これらの点を明らかにする。

① 自衛隊と米軍が一体となって動員されることが予定された点

上記ウに記載の通り、1972(昭和47)年10月14日に集団的自衛権に対する解釈が確立された後、米国政府は日本政府に対して、自衛隊を米軍の軍事行動に協力せしめるよう求めていった。米国政府や米国の民間における研究機関が日本政府に求めた協力の範囲は、2000年代後半に劇的に変化し、

集団的自衛権行使の容認を前提とした、米軍の軍事行動に対する緊密な協力を 求めるものとなっていった。日本政府はこれに呼応して、2014(平成26) 年7月1日に集団的自衛権行使を容認するに至った。自衛隊と米軍が、一体の 軍事的組織であるかのように緊密に連携することで、米軍の軍事力を補完する ことに、集団的自衛権行使の容認の目的があったのである。

近年では、2018(平成30)年10月3日に米国の戦略国際問題研究所が発行した、アーミテージ氏及びナイ氏が中心となって作成された報告書(以下「第4次報告」)では、「米国のインド太平洋軍の任務増加が大きな負担になっていることを指摘した上で、西太平洋における日米共同統合任務部隊の創設」が求められた上、「有事に向けた事前の対応計画として、共同有事計画の策定」を求められるなど、集団的自衛権行使を日本政府が容認したことを前提として、米国の側から自衛隊と米軍のますますの一体化が求められている(甲A108 通し番号33ないし34)。

また、海上自衛隊幹部学校が同校のホームページに掲載した「米海軍作戦部長が海上優勢を維持するための構想に関する命令を発表」と題する論説では、「米軍との共同軍事作戦について、日本では「米国の戦争に巻き込まれる」「主権が失われる」等の強い懸念がある。しかし、現実問題として、日本が単独で東アジアに存在する脅威に対応するためには莫大な防衛予算及び人員が必要であり、米軍との連携を進めることで役割、装備品、設備等の重複をなくし、双方に無駄のない形で抑止力を強化することが、最も費用対効果が高く、現実的かつ効率的な選択肢である」(甲A109)として、自衛隊と米軍の一体化あるいは緊密な連携の促進が説かれている。

このように,第2次世界大戦後の歴史的経緯に鑑みれば,集団的自衛権行使 の容認を前提と米国の安全保障政策・外交政策の実現を追求するため,自衛隊 が米軍と一体となって動員される予定となったことが明らかである。

② 戦争に巻き込まれる危険性

上記の通り,海上自衛隊幹部学校が同校のホームページに掲載した「米海軍 作戦部長が海上優勢を維持するための構想に関する命令を発表」では,自衛隊 と米軍の一体化あるいは緊密な連携の促進によって,日本が米国の戦争に巻き 込まれることは当然視されている。

また,他の政府機関においても,新安保法制制定後の自衛隊の活動について,「政策や装備の面で米国との結びつきが強化される中で,同盟の信頼や相互抑止力が高まることが期待される一方,自衛隊に過剰な役割が課せられたり,我が国の意図しない紛争に巻き込まれたり,自衛隊の活動に法的な問題が生じる懸念なども考えられる。」として(甲A103 通し番号12),米国の武力紛争に巻き込まれる危険性が指摘されている。

加えて、米国は10年に一度の頻度で、大きな戦争を実行してきた(原審半 田調書 p 16)。さらに、近時においても、米国は、①中東のイランにおける革 命防衛隊の将校であったソレイマニ氏を殺害する、②航行の自由作戦と称して 南シナ海の海域に駆逐艦や空母を派遣するといったように、中東や東アジア・ 東南アジアにおける紛争への軍事的介入を行っている。

したがって,自衛隊員が米国発の武力紛争に巻き込まれる可能性は現時点で 具体的に存在している。

そして、米国の武力行使は、自衛の手段としてではなく、あくまで外交政策の実現を追求するための手段に過ぎない。そのため、米国の武力行使は、当然に、国際法上違法な武力行使ひいては武力攻撃を含むことになる。

自衛隊が米軍と一体となって動員された結果,日本が米国と違法な武力行使 ひいては武力攻撃を共同して行うことになりかねない。その場合,米国の武力 行使により被害を受けた国から,自衛権の行使を理由として武力行使を受け, あるいは報復行為を受ける危険が日本に生じたのである。

③ 新田原基地の米軍共同使用への変容と共同訓練の進化

原告らが居住する宮崎県内の児湯郡新富町に所在する航空自衛隊基地,新田原基地は、日米共同訓練のために滑走路の改修や米兵のための隊舎の整備が行われているほか、沖縄の米軍普天間基地の「有事展開拠点機能」の移転先の一つに指定され、有事の際の緊急時に使用するとの名目で、現在米軍のための弾薬庫や駐機場の整備が進められている。

また2021年5月11日から17日まで、陸上自衛隊とフランス陸軍、米 海兵隊との共同訓練が、宮崎県と鹿児島県にまたがる霧島演習場で行われ、離 島への着上陸と市街地戦闘などを想定した訓練が行われた。日本国内で日米仏の陸上部隊が本格的な実動訓練をするのは初めてで、防衛省は、離島防衛で3カ国の連携を強化するとしており、共同訓練も東シナ海と南シナ海で海洋進出を強めている中国をけん制する狙いがある。

こうした原告らの地元の自衛隊基地である新田原基地でも、米軍との運用の一体化がハード面、ソフト面合わせて着々と進められており(空母から攻撃のために発進可能な F35B 戦闘機配備もその一環)、有事の際の米軍の展開拠点として機能することにより、攻撃を受け、同基地に所属する自衛官のみならず周辺住民の生命、身体、平穏な生活が侵害されるおそれが生じていることは明らかである。

④ 小括

このように,集団的自衛権行使の容認を前提とする日本政府の行為によって, 自衛隊が米軍と一体となって動員されることになり,日本が米国の武力紛争に 巻き込まれて,他国からの武力行使あるいは報復行為を受け,自衛隊員を含む 日本国民の生命・身体等に被害が生ずる現実的・具体的な危険が生じるに至っ たことは明らかである。

オ 北東アジア地域において日本及び日本国民が武力紛争に関与する事態

上述のとおり、米国による安全保障政策・外交政策の実現を追求するための 手段として自衛隊が米軍と一体のものとして動員されることが予定されること となったところ、近時、特にこのような自衛隊の動員によって日本が巻き込ま れる危険性の高い武力紛争として台湾及び中国間の紛争が挙げられる。

① 日本と中国の緊張関係

近年,自衛隊はマラバールと称する米国がインドと共同して行ってきた軍事 演習に参加するようになった。直近の2020(令和2)年11月3日より同 月20日までの間に実施されたマラバールでは、ベンガル湾及びアラビア海北 部海空域において日本・米国・豪州・インドが共同で演習を行った。

この演習の目的は、中国の軍事力に対する警戒・牽制の意義を持つことが広

く知られている(甲C11-555)。中国はマラバールが実施されることについて、不快感を表明し(同-556)、日本・米国・豪州・インドといった国々との緊張関係を高めてきた。

② 近時における中国・台湾そして米国の対立激化

こうした状況のもと、米国は、同年10月26日に台湾に対し、対中防衛に関して20億ドル相当の対艦ミサイル供給を決定して、独立の可否を巡り中国と対立している台湾を装備の点で支援する意思を表明した(同一557)。

さらに、米国のアントニー・ブリンケン国務長官は、2021(令和2)年4月12日に、「私たちがこれまで目にし、そして非常に懸念しているのは、中国政府が台湾に対してますます攻撃的な行動を取り、(台湾)海峡(Taiwan Strait)の緊張を高めていることだ」・「私が言えるのは、誰であろうと、現状を力づくで変えようとするのは重大な過ちであるということだ」として、独立の可否をめぐる中国と台湾の対立に関し、中国を牽制する声明を発した(同一558)。

③ 日本が中国・台湾間の武力紛争に巻き込まれる危険性の高まり

こうした中国と台湾そして米国の対立状況について、米国太平洋軍のデービッドソン司令官は、2021(令和2)年3月9日に「6年以内に中国が台湾を侵攻する可能性がある」と上院軍事委員会の公聴会で証言した(同一543,559)。

また、中国が台湾に侵攻した場合における米国の紛争への介入可能性について、防衛省防衛研究所の政策研究室長である高橋杉雄氏は「限定的な武力行使が可能だ、という希望的観測を中国が持てば、台湾有事は起こりうる」と指摘した上で、米国の対応につき「米国大統領と議会が決めることだが、米国は台湾を見殺しにはしないだろう」(同一559)と述べて中国が台湾に侵攻した場合に米国が台湾による武力行使に助力すると予想している。

そして、中国が台湾に侵攻し、米国が介入した場合について、米国のハドソン研究所に所属するブライアン・クラーク上級研究員は「米国は、日本に対し、 米軍の防護や、米軍が活動している基地への物資、燃料、弾薬の流れを確保す るよう求めるだろう」として(同一560),日本にも台湾による武力行使に助力することになった米軍への協力が求められるとの予測を述べた。さらに東京大学東洋文化研究所に所属する松田康博教授は、「軍事的合理性から考えて、中国が本気で対台湾武力行使を決心した場合、在日米軍基地を先制攻撃する可能性が高い」(前同)と述べて日本に所在する米軍基地が先制攻撃を受ける高度の可能性があると述べている。

2021(令和3)年4月16日,菅首相とバイデン米国大統領は、初めての日米首脳会談を行い、日米共同声明と付随する2つの添付文書に合意した。この日米共同声明で注目を集めたのは、52年ぶりの台湾海峡をめぐる言及である。すなわち「台湾海峡の平和と安定の重要性を強調するとともに、両岸関係の平和的解決を促す」と記されたものだが、その背景には台湾海峡を巡る安全保障環境の認識の変化、危機感がある。防衛省の政策研究の中核的機関である防衛政策研究所の室長である高橋杉雄氏は、2021年4月22日の論考「台湾海峡を巡る危機感の高まりと日米首脳会談」において、こうした認識を示した上で、「日本は米中競争における中立的な第三者ではない。」「米国の対中戦略が競争的なものへと変容していくプロセスに、日本自身が直接関わっているのである。このことが、米中競争に日本が中立的な立場で関わることがあり得ないもう一つの理由である。」「日本は東アジアの安全保障環境における『最前線』にあるのであり、これは日米同盟のためでなく、日本自身のために必要なことである。」などと述べ、「当事者意識」を促している(甲B158)。

中山泰秀防衛副大臣は、同月21日の衆院外務委員会において、台湾海峡で米中が軍事衝突した場合には新安保法制に基づく対応を検討していることを認め(C11-552)、同年6月29日米シンクタンクのハドソン研究所が行ったオンライン講演では、中台有事となった場合、地理的に近接する「沖縄県に直接関係する」との認識を示し、「私たちは目を覚ます」必要があると強調、台湾有事に「準備しなければならない」と述べ、日米が連携して台湾を守る必要性を訴えた(同一563)。

これらの事実から,政府はもはや新安保法制法上の「限定的な集団的自衛権」 さえ乗り越えてフルスペックの集団的自衛権行使すら何ら躊躇していないこと が読み取れる。

④ 小括

このように、独立可否を巡る中国と台湾の対立について、中国からの攻撃を受け、あるいは台湾による武力行使に助力する米国を助力するという点で、日本が巻き込まれ、日本国民の生命・身体等に被害が生じる具体的・現実的可能性は日増しに高まっていることが明らかである。

カ 日本及び日本国民がイスラム教過激派によるテロリズムの標的となったこと

新安保法制法の制定・運用により、日本及び日本国民は、イスラム教過激派によるテロリズム活動の対象となった。日本及び日本国民が、イスラム教過激派によるテロリズム活動の対象となったことは、控訴人らを含む日本国民の生命・身体に被害が生ずる具体的・現実的危険性が生じたことを意味するものである。

① 2014 (平成26) 年7月1日までの中東地域を中心としたイスラム教過 激派によるテロリズム活動の情勢

2014 (平成26) 年7月1日までの間に、日本の中東情勢への介入に関連して、特に中東地域において、以下のような事件が起こってきた。

日本政府は2003(平成15)年8月1日における「イラクにおける人道 復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法」(以下「イラク 特措法」)の公布後,自衛隊を派遣するなど中東情勢に対して積極的に関与する ようになってきた。

日本政府の積極的な中東情勢への関与の姿勢に対し、中東諸国を拠点とするイスラム教過激派の武装組織は強い反対の意を示してきた。特に、イスラム教過激派の武装組織として有名なアル・カイダの指導者であるオサマ・ビン・ラディンは、2004(平成16)年5月6日に「日本やイタリアのような安保理の奴隷としてイラクに滞在する国の国民を殺害した者には、金500グラムを与える」との声明を発して(甲A110)、在イラクの日本国民の殺害を呼びかけた。

また、オサマ・ビン・ラディンは、2010(平成22)年5月以降に、書簡で「私はまた、次のような意見についてあなたの考えを聞きたいと思う。それは、われわれの能力を超えた一切、すなわち、米国内での攻撃や前線での戦闘に費やすことができない一切のものを、まず韓国の様な非イスラム国における米国権益を攻撃することに費やしてはどうか」と述べて(前同)、日本をはじめとした中東情勢に関与する非イスラム教諸国やその国民に対するテロリズム活動を検討していた。

この段階では、イスラム教過激派武装組織の指導者が、日本政府の中東情勢に対する関与を深めることに強い反対の意を有していたものの、日本国民や日本それ自体をテロリズム活動の対象とするような事件は特になかった。

② 2014 (平成26) 年7月1日以後の情勢

その後、日本政府は2014(平成26)年7月1日に集団的自衛権の行使を容認する閣議決定を行い、さらに2015(平成27)年1月17日には「ISIL(イスラム国)と闘う周辺各国に総額2億ドル程度、支援を約束します」との声明を発し、中東諸国におけるテロリズムの抑止に日本が財政的側面で積極的に寄与する態度を明らかにした(甲A111)。

ISILは、日本による財政的支援を通じた中東情勢への関与に反発し、2015(平成27)年1月24日には、同組織が拘束していた日本人1名を殺害したとみられる映像を世界に発信した(甲A112)。

他方で、日本国民が、中東諸国で、武装組織に誘拐された事件は過去に何回 かあり、この時点でもまだ、日本や中東諸国外の日本国民がテロリズム活動の 対象となっているのかどうかは明確ではなかった。

しかし、この情勢は2015 (平成27) 年9月19日における新安保法制の可決によって一変する。新安保法制が可決された後、日本や中東諸国外の日本国民がテロリズム活動の対象となる危険が急激に切迫していることを明らかにする事件が起きるようになったのである。

すなわち、2015(平成27)年10月3日、バングラデッシュ北西部のロングプール県において、日本人が銃殺される事件が発生した(甲A113)。事件発生後、ISILバングラデッシュを名乗る組織が、上記事件についての

犯行声明を出した(前同)。加えて,2015(平成27)年11月18日には, ISILがその機関紙である「ダービク」の12号において上記事件に言及した上で,「『十字連合軍』の一員である日本の市民を標的とした」と主張し,積極的に日本国民を標的としたことを明らかにした(前同)。

次に、2016(平成28)年7月1日には、バングラデッシュの首都ダッカにおけるグルシャン地区にあるレストラン「ホーリー・アーティザン・ベーカリー」がイスラム教過激派の武装組織に襲撃された時には、日本人7名が殺害された。ISILは、2016(平成28)年10月3日に、その機関紙である「ルーミヤ」第2号において、この事件について言及し、テロリズム活動の被害に遭った日本人らを「不信仰者」と非難した(前同)。

このように、2015 (平成27) 年9月19日における新安保法制の制定後、日本及び中東地域外の日本国民が、声明においてテロリズムの対象となるだけでなく、現実のテロリズム活動においてもその対象となったのである。

③ 新安保法制の制定と日本及び日本国民がイスラム教過激派によるテロリズム活動の標的となった点の因果関係

事実の経緯に鑑みると、日本人がイスラム教過激派によるテロリズム活動の 被害に遭う危険性は、新安保法制法制定・運用が原因であることが分かる。

以下では、まず、日本の有識者が、日本政府によるいわゆる積極的平和主義に基づく安全保障政策・外交政策が日本人にテロリズム活動による被害をもたらすことを懸念していたことを明らかにする。次に、日本国民がイスラム教過激派によるテロ活動の被害に遭う具体的な危険が目下の状況として存在することを主張する。最後に、新安保法制法の制定・運用とテロリズム被害の危険に曝されることになったことについて、因果関係を主張する。

(ア) 「積極的平和主義」に基づく政策についての日本の有識者の懸念

日本は、2014(平成26)年7月1日以降、安全保障政策・外交政策として、新安保法制の制定を含む「積極的平和主義」に基づく政策を進めていった(なお安倍首相のいう「積極的平和主義」はヨハン・ガルトゥングが提起した「積極的平和」とは全く相容れない考えである。)。

他方、米国の研究機関であるスティムソン・センター主任研究員にしてキャノン・グローバル研究所主任研究員である辰巳由紀氏は、2015(平成27)年2月4日付の「ISIL邦人殺害事件から考える日本の「積極的平和主義」への覚悟」と題する記事において「むしろ、今回の事件ではっきりしたのは、国際社会で日本が一定の役割を果たすことを目指す以上、テロは日本にとっても他人事ではないという冷酷な現実ではないだろうか」と述べて、「積極的平和主義」に基づく政策が実行されるようになれば、日本及び日本国民がテロリズム活動の被害に遭う可能性を現実のものとして受け止めなければならないと表明していた(甲C11-561)。

このように、日本国内の有識者は、日本政府の「積極的平和主義」に基づく諸政策によって、日本国民がテロリズム活動の被害に遭う危険を懸念していた。

(4) 日本国民がイスラム教過激派によるテロ活動の被害に遭う具体的な危険が目下の状況として存在すること

日本の治安機関は、2015(平成27)年9月19日における新安保法制の制定後、日本や中東地域外における日本国民がテロリズム活動の被害に遭う危険を具体的な、現実に存在する危険と認識するようになった。

すなわち、日本の治安機関の一つである警察庁は、その付属機関である警察大学校において、新安保法制が可決される前から、イスラム教過激派の武装組織によるテロリズムの危険性について内外の研究者を招へいして研究してきた。また、2010(平成22)年10月29日に発覚した警察庁内の情報漏洩事件で明らかになったように(甲B157)、警察庁は日本国内のイスラム教徒やイスラム教徒が集まるモスク等のコミュニティの資金活動を調査するなどして、日本国内におけるイスラム教徒によるテロリズム活動の危険性の評価と、テロリズム活動の防止に勤しんでいた。

新安保法制の可決前には、警察庁は、上記の様な各種の研究活動や調査活動を踏まえても、日本国内における、イスラム教過激派によるテロリズム活動の危険性が具体的なものであるとは評価していなかった(甲A114)。

しかし、上記2015 (平成27) 年10月3日と2016 (平成28)

年7月1日の両事件があった後、警察庁は日本国内における、イスラム教過激派によるテロリズム活動の危険性についての評価を一変させた。警察庁は2017(平成29)年に発表された「治安の回顧と展望(平成28年版)」において「我が国に対するテロの脅威は正に現実のものとなっているといえる」と主張して(甲A115)、テロリズム活動の被害を受ける具体的危険性を認めるに至ったのである。

新安保法制が制定された後、日本の治安機関も認めるほどに明確に、日本 及び中東地域外における日本国民を標的としたテロリズム活動の危険性が生 起したのである。

現時点においても、警察庁は、日本国内において、テロリズム活動が行われる具体的な危険性があるとの2017(平成29)年以来の見解を取下げていない(甲A116)。

また、日本国内におけるイスラム教過激派によるテロリズム活動の危険性を具体的に想起させる出来事も近年起こっている。すなわち、2019(令和元)年5月20日に、日本人であるモハメド・サイフラ・オザキがイラクで拘束された。同人は、その数年前に行方が杳として知れなくなっていた立命館大学准教授であったが、この拘束によって、日本から出国後、シリアにてイスラム国に戦闘員として参加していたことが分かったのである。イスラム教過激派の武装組織が日本国内で活動する日本国民をリクルートし、過激派の戦闘員として利用する具体的可能性が明らかになったのである。

(ウ) 新安保法制とテロリズム活動の危険性の因果関係

辰巳由紀氏は、「国際社会で日本が一定の役割を果たすことを目指す以上、 テロは日本にとっても他人事ではないという冷酷な現実ではないだろうか」 として、新安保法制法制定・運用を含む「積極的平和主義」に基づく政策を 実行することと引き換えに、日本及び日本国民がテロリズム活動の被害に遭 う可能性を現実のものとして受け止めなければならないと主張していた(前 述)。

また,事件の時系列に鑑みると,新安保法制法制定・運用により他国と協力して武力行使が可能であることを表明した途端に、中東諸国外の日本国民

も含めて日本国民全体が、テロリズム活動の被害に遭う危険性が劇的に生じたことが分かる。このテロリズム活動による被害の具体的危険の劇的な発生という事態に鑑みれば、新安保法制法の制定・運用が、特にイスラム教過激派の武装組織による日本国民に対するテロリズム活動の現実的な危険性をもたらしたと言わざるを得ない。

(エ) 小括

このように、日本政府のいう「積極的平和主義」に基づく新安保法制法の制定・運用は、日本や中東地域外の日本国民が、イスラム教過激派によるテロリズム活動の対象となるという事態を惹起した。かかる事態によって、控訴人らを含む日本国民の生命・身体が被害に遭う具体的・現実的危険が生じたことは明らかである。

キ 原判決の問題点及び控訴人らの生命,身体及び健康に対する現実的・具体 的危険性についてのまとめ

上記イないし工では、自衛隊が、米国の安全保障政策・外交政策の実現を追求する手段として動員されることで、日本が戦争に巻き込まれ、日本国民の生命・身体が被害に遭う具体的・現実的危険が生じたこと(ア①)を明らかにした。

また、上記オでは、特に独立の可否を巡る中国と台湾の対立について、新安保法制法制定・運用が原因となって、控訴人らの生命、身体及び健康に対する現実的・具体的危険が生じたこと(ア②)を明らかにした。

さらに、上記力では、新安保法制法の制定・運用が原因となって、日本国民がイスラム教過激派によるテロリズム活動の対象となるという事態が生じたことで、控訴人らを含む日本国民の生命・身体が被害にあう具体的・現実的危険性が生じたこと(ア③)を明らかにした。

この, ア①ないしア③を総合すれば, 新安保法制法制定・運用により, 控訴人らの生命, 身体が被害に遭う具体的・現実的危険が生じたことは疑いようもなく明らかである。

この点原判決は、「自衛隊が他国との戦争等に巻き込まれるなどし、国民が武

力攻撃やテロリズムの対象となったとは認められず, その具体的な危険が生じ たとも認められない。」などと判断する。

しかし、同判断は、報道や政府が公表した各種の声明、政府機関が作成した 論文等により広く知れ渡っている、新安保法制法の制定・運用に至る歴史的経 緯、新安保法制法の制定・運用が原因となって日本が紛争に巻き込まれる危険 性の有無・程度に関する政府機関の見解、日本国民が被害者となったテロリズ ム活動についての経緯、テロリズム活動についての日本の治安機関の見解を無 視して、一方的に控訴人らの生命、身体及び健康に対する現実的かつ具体的な 危険性を否定するものであり、経験則に違反した認定であることが明らかであ る。

よって,原判決は破棄され,本控訴審において控訴人らの平和的生存権,人 格権侵害を認めるよう自判すべきである。

ク 新安保法制審議の際の政府答弁等と新安保法制の構造的具体的危険性

① 原判決は「本件全証拠によっても、本件各法律が施行されてから5年近くが 経過した本件訴訟の口頭弁論終結時においても、自衛隊が他国との戦争等に巻 き込まれるなどし、国民が武力攻撃やテロリズムの対象となったとは認められ ず、その具体的な危険が生じたとも認められない。」と判示する。

しかし、控訴人らが危惧しているのは、新安保法制が制定・運用されている ことにより、米国がいずれ始める戦争に日本が巻き込まれるという構造的で現 実的かつ具体的な危険性である。

- ② 新安保法制の施行による構造的具体的危険性は安保国会における安倍総理の下記答弁からも明らかである。
 - (ア) 「<u>我が国を取り巻く安全保障環境は、ますます厳しさを増しています。</u> 具体的には、御指摘のように、アジア太平洋地域及びグローバルなパワーバランスの変化、<u>日本の大半を射程に入れる数百発もの北朝鮮の弾道ミサイルの配備及び核兵器の開発、中国の台頭及びその東シナ海、南シナ海における活動</u>,我が国に近づいてくる国籍不明の航空機に対する自衛隊機の緊急発進、いわゆるスクランブルの回数が十年前と比べ七倍にふえていること、この二

年間でアルジェリア、シリア、チュニジアにおいて邦人が犠牲となった国際 テロの脅威といった問題が挙げられています。」「しかし、現在の法制のもと では、私たちのためその任務に当たる米軍が攻撃を受けても、私たちは日本 自身への攻撃がなければ何もできない、何もしない。果たして、皆さん、こ れでよいのでしょうか。」(新安保法制の国会審議が始まった平成27・5・ 26衆・本会議 安倍総理大臣答弁 甲A74のp5の3,4段目)との答 弁、「なぜ平和安全法制を整備するのか。それは、我が国を取り巻く安全保障 環境が一層厳しくなっていて、我が国にとって、そして国民にとって、リス クは高まっているわけであります。この、国にとって、あるいは国民にとっ て高くなっているリスクは、例えば、先ほどもお話をいたしましたが、北朝 鮮は数百発の弾道ミサイルを持ち、そしてそれに搭載できる核の能力も高め てきているという状況があるわけであります。そして、中国の台頭があり、 南シナ海、東シナ海での行動もある中において、我が国の領土を守る、領海 を守る、領空を守っていくという中においてリスクが高まっている。」「もち ろんリスクは残ります。そのリスクを背負っていただくのがまさに自衛隊の 諸君であり、我々は彼らに対して改めて敬意を表したい」(平成27・5・2 7衆・安保特別委員会 安倍総理大臣答弁 甲A11のp34の1,2段目) との答弁を前提にすれば原判決の認定はありえないものである。

新安保法制が運用されている限り、直ちに生じるかはさておき、将来必ず 生じる構造的具体的危険性であることは政府(安倍総理当時)自身が認めて いるのである。政府とはすなわち被控訴人国に他ならない。

被控訴人国は原審において、上記政府答弁については一切触れようとしなかった。

控訴審においても、被控訴人国に対し、新安保法制施行により米国の始める戦争に巻き込まれる現実的具体的な危険性があるのか否かについて、安保国会における政府答弁との関連にも言及したうえで明確に認否することを求めるものである。

(イ) 集団的自衛権行使については存立危機事態概念の曖昧さに起因する拡大 解釈の可能性(平成27・5・26衆・本会議 安倍総理大臣答弁 甲A7

- 4 p10の1, 2段目) からみても, 将来実施される可能性は極めて高い。 後方支援についても、柿沢未途議員の「現にイラクで、本当は憲法違反だ ったかもしれないけれども、武装した他国の兵士を輸送しているじゃありま せんか。イラクで現実にあのときに既に行ってきたことを,例えば今回の安 保法制の整備を受けて、行わないということはやはりあり得ないんじゃない かと思うんです。だから、そういう意味では、私は、リスクはあるとおっし やいました。」との発言に対する、安倍総理の「あるんです」という発言(前 同 p 3 4 の 1, 2 段 目), 志位和夫議員の「自衛隊が行う弾薬の補給, 武器 の輸送等の後方支援、兵たんが格好の軍事目標になるということは、これは 軍事の常識であります。自衛隊は攻撃されないという保証でもあるんでしょ うか。総理、はっきりお答えください。私が聞いているのは、自衛隊自身が 攻撃される可能性を聞いているんです。それを否定できますか,総理。| との質問に対し、安倍総理は「その可能性が100%ないとは、私、申し上 げたことはございません。」と答えた(前同 p40の3段目)。このことか らも明らかなとおり、将来の実施は大前提であり、自衛官のリスクも織り込 み済みなのである。
- (ウ) 上記(イ)のとおり、存立危機事態における集団的自衛権の行使について も、重要影響事態等における後方支援についても、安倍総理は実施されるこ とを前提に答弁しているのであり、新安保法制が制定・運用されてしまって いる現状においては、米国からの要請は拒否できなくなったと考えざるを得 ない。

このことは、安倍総理の下記国会答弁からも明白である。安倍総理は新安保法制法案の国会審議が始まった2015(平成27)年5月26日の衆議院本会議において、「日本は米国の武力行使に国際法上違法な武力行使として反対したことはありません」と答弁した(前同 p19の3段目、甲B55半田滋の陳述書のp15、同証人尋問調書のp17 1行目~3行目)。日本政府は、これまでに、米国の武力行使に反対したこともなければ、国際法上違法な武力行使であると主張したこともないのである。

- (エ) 新安保法制により、日本が米国の始める戦争に巻き込まれる具体的現実的 危険性については、小西洋之参議院議員の論稿「地裁7判決の主張を否定す る政府答弁」にも詳述されている(甲B152のp53~56)。
- ③ 裁判所は、国会審議に表れた政府(被控訴人国)の上記答弁(被控訴人国が説明する新安保法制制定の立法事実)を無視することなく、新安保法制のもたらす構造的かつ現実的かつ具体的な危険性についての判断を行い、ひいては、その危険が生じる前に憲法判断を行わなければならない。

6 控訴人らの被害とその国賠法上の要保護性

控訴人らは、日本国憲法の下で生活する国民・市民であり、国政において憲法の基本原理が遵守され、戦争の恐怖から解放され、すべて個人として尊重され、幸福を求めて自律的に生活することができる地位を有するものである。そして、この地位は、立法その他の国政の上で、最大の尊重を受けるべきものとされている(憲法13条)。

ところが、内閣と国会の連携による新安保法制法制定の暴挙は、非軍事の平和国家を集団的自衛権の行使を容認する戦争のできる国家に変質させてしまった(内閣と国会の共同不法行為)。これによって控訴人らは、いずれも甚大な精神的衝撃を受け、この精神的苦痛は各人各様で、それぞれの戦争体験などを含む人生経験や価値観、感受性などによって異なるが、憲法の基本原理である平和主義が傷つけられ、再び戦争のできる国になったことへの失望感と怒りを伴う悲しみ、平和を希求する個人の尊厳を蔑ろにされた屈辱感、戦争に巻き込まれたりテロ攻撃を受けたりする不安と恐怖、日本が加害国となることへの不安と罪悪感、自らと子孫の将来の生活に対する不安などは共通しており、いずれも具体的で現実的な精神的被害である。

そして、この控訴人らの精神的苦痛は、憲法の平和条項は改変されてはいないものの、新安保法制法が有効な制約も働かない状態で着実に施行され、「安全保障環境」が変化し続ける中で、いつでも運用される危険な情勢にあることから、控訴人らの抱く不安ないし恐怖感は現実化し、増大しており、漠然とした不安感の域にとどまるものではない。同盟国とされている米国の軍事戦略や武力紛争が絶えない世界の現状から、控訴人らが新安保法制法によって戦争やテロに対する危険を感じ、不安

や恐怖を覚えるのは、妄想や杞憂ではなく、平均人の感受性に照らして合理的で相当な理由があり、国賠法上の保護に値する精神的苦痛というべきである。

第3 違憲立法審査権を行使すべき裁判所の義務と責任

1 立憲主義(法の支配)の破壊

上記第2・5(3)③で俯瞰したとおり、日本の安全保障政策は、米国の安全保障・外交の手段である武力行使を補完する方向で進められてきた。これに伴い日本の武力行使に対する謙抑的な姿勢は徐々に溶解していき、新安保法制によってついには集団的自衛権行使を容認するに至った。すなわち、新安保法制は、歴代政権や国会が実力組織としての自衛隊の活動を憲法前文、9条の恒久平和主義の枠内にとどめ「専守防衛」の範囲に限定してきたものを、その枠を乗り越え、遂に本質的に「他国防衛」である集団的自衛権に足を踏み入れ、あわせて平時から切れ目のない他国軍との軍事一体的活動を世界中どこでも可能とするものとした。

政治目的を個人の人権保障とし、世界中の人々が恐怖と欠乏から免れ平和のうちに生きる権利を有するという政治目標を掲げ、そのために軍隊を持たず交戦権を放棄して非軍事的活動をもって国際平和に向けた努力をするという徹底した恒久平和主義をとるのが日本の特徴であり、平和国家としての国柄であった。それは戦後70年間も国家・国民あげての平和プロジェクトして国際的にも認知されてきた。それを、紛争解決手段として軍事を重んじ積極的に軍事介入を行うことの可能な軍事国家に変えたことを意味する。国のかたちは、すなわち憲法が定めるところの政治目標・政治原理とそのための統治機構とその間の権限配分で決定づけられる。新安保法制は日本の政治目標と政治原理(根本原理である恒久平和主義の内実)そのものを改変するものである。日本国憲法を乗り越えた実質的な解釈改憲であり、立憲主義の破壊に他ならない。この点がこれまでの憲法9条を巡る砂川事件、恵庭事件、長沼ナイキ基地事件、百里基地事件、自衛隊イラク派兵事件等とは本訴訟が決定的に異なる所以である。

2 付随的違憲立法審査制の捉え方

原判決が誤った判断手法をとった背景には「憲法判断を何としてでも避けたい」という強い意思があるとしか考えられない。あるいは、付随的違憲立法審査権の理

解の誤りに基づく。

付随的違憲立法審査権の行使の条件は事件性の要件のみである。

事件性の要件とは、①当事者間の具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争であって、②それが法律を適用することにより終局的に解決が出来るものである。

本件において、①人格権や平和的生存権は具体的な権利ないし法的利益であり、 また、原告らは人格権等が侵害されているとして法律関係の存否に関し紛争を提起 し、②それに関して法律の適用をすれば終局的に解決できるものであり、事件性の 要件を満たしている。

3 立法国賠請求事件における最高裁判所の判断枠組み

立法国賠に関する最高裁判所判例の判断枠組みに照らし、本件では 立法内容の 憲法適合性判断が必然的に先行しなければならず、訴訟の結論を導くために避けられないことは明らかである。

理由は以下の通りである。

(1) 近年の最高裁判所の動向

平成27年夫婦同姓規定合憲判決(最大判平成27年12月16日(民集第69巻8号2586頁))は、まず、民法750条の規定が、順次、憲法13条、憲法14条1項、憲法24条に違反するものではないという憲法適合性に関する判断をした後に、「第6結論」として立法不法行為に関する判断枠組みを提示することもなく、請求を棄却している。損害の有無についてはまったく触れていない。

これは、立法国賠の場合に、合憲又は違憲の判断を明示的に示す必要性が当該憲法問題の重要性・社会的影響等を考慮した個々の事案ごとの裁判所の裁量に委ねられ、特に憲法判断を責務とする最高際判決においては、憲法適合性につき各裁判官の多様な意見があり得る事件について、仮に国家賠償請求を棄却すべきものとする場合であっても、憲法判断についての各裁判官の意見を明示的に示すことが、問題の終局的解決に必要不可欠であるため、反対に言えば、憲法適合性を示さずして、何ら問題は解決しないことから、憲法適合性を判断している。(甲B

153)

本件に関してもそれは同じであり、本件のような立法国賠の場合に国民の関心が憲法適合性にあり、全国各地で訴訟が提起されている事案では、合憲又は違憲の判断を明示的に示さずして、何ら問題は解決しない。

(2) 判断の順序及び判断すべき事項

国賠訴訟の場合には、論理的には、違法行為→損害の発生(権利侵害)→因果 関係の順に判断されるべきであるので、本件でも論理的には、憲法適合性に関す る判断が、権利侵害の発生の有無の判断に先行すると考えられる。

(3) 小括

よって,このような裁判所の態度や近年の動向や国賠訴訟の判断順序から考えて,裁判所は重要争点の判断なくして,違憲性が最重要争点・問題となっている立法国賠の場合だけ,争点を無視した判決を下すことはできないはずであり,また,そのような裁判は国民のためにならず,事件・事案の終局的解決及び人権保障につながらない。

4 裁判官の戦争責任と戦後の司法のあり方の変遷及び日本の裁判官の現代的使命

大日本帝国憲法時代においても、裁判所は司法の独立を守ろうとしたことはあったが、第二次世界大戦において、裁判所が果たしたのは、積極的に時の権力に追随し、国民の諸権利を制限弾圧する役割であった。その反省に立って日本国憲法においては司法の独立が高らかに謳われたはずであった。しかし、砂川事件で時の田中耕太郎最高裁長官が当時の米国駐日大使マッカーサーに裁判の見通しを伝え、東京地裁の伊達判決を跳躍上告という手段で破棄し、いわゆる「統治行為」論を判示したことは今や著名な公知の事実である。戦後、裁判所は、本件に限らず、日本国憲法9条の解釈に関連する訴訟においては、明確な判断を下すことを長沼ナイキ基地訴訟や自衛隊イラク派兵訴訟等ごく稀な例外を除き避けてきた。

しかし、これまでの憲法 9 条を巡る訴訟と本件訴訟は桁の違う内容となっている。 日本語の解釈としても、法理論としても、「陸海空軍その他の軍隊を持たず、交戦権 を認めない」とする日本国憲法 9 条 2 項から、他国軍隊に引けを取らない人数、装 備、保有兵器を持つ自衛隊が世界のどこにでもその持てる武器と技量を持って武力 行使に参加できるという解釈はうまれようはずもない。

司法権は最高裁判所をはじめ下級審裁判所に属し、その重大な役割責務として違憲審査権の行使がある。世界中で武力行使に参加する国の国民となってしまうことは、当然国民1人1人の人権・利益の問題に直結する。そして、ことは日本国民だけの問題にはとどまらない。世界中で武力行使に参加するということは、世界中の人々を傷つける立場になるということであり、それらの人々の人権を侵害し、恐怖と欠乏に陥れると言うことである。国家権力の一端を担う裁判官はそれと無関係ではあり得ない。

政治部門、特に行政が肥大化する現代日本において、司法権がその歯止めとして ブレーキをかける責任は重大である。

肥大化している行政に関してブレーキをかけられるのは、違憲審査権を行使できる,独立して職権を行使できる個々の裁判官のみであるといっても過言ではない。だからこそ、個々の裁判官は、自らの良心に従って、憲法判断を回避するのではなく、憲法適合性について判断しなければならない。政治部門に引きずられずに、理性の府として、日本国憲法に奉仕する立場として、憲法上与えられた使命を果たすことが今ほど求められていることはない。

立憲主義および司法権の役割についての詳細は、追って控訴理由書補充書ないし 準備書面において主張する。

第4 おわりに

2020年12月7日,通称「アーミテージ・レポート」と呼ばれ,政府や霞が関の官僚たちにとって,政策立案の有力な参考資料とされているアーミテージ・ナイ報告書の第5次の報告書が公表された(甲A96)。

同報告書は日本側の姿勢については、「主導的ではないにしても対等な役割」を日米同盟の中で担うようになってきていると評価している。また、こうした日本側の変化は、安倍晋三首相によるところが大きいとも指摘し、具体的には、憲法解釈変更による集団的自衛権の容認などを例示した。また、米国にとって日本が「不可欠かつ以前より対等な同盟国」になっただけでなく、「アイデア考案者(idea innovator)」にもなったと評価し、具体的には、日本が「自由で開かれたインド太平洋」構想を考案

したことなどを例示している。さらに、中国が台湾への軍事的・政治圧力を強めていることを念頭に、この問題に関する米国の懸念を、日本が共有する重要性も指摘している。北朝鮮については、「地域が抱える第二の懸案事項」であると指摘している(前同)

第5次アーミテージ・ナイ報告書は日米の防衛協力について、「相互運用」から「相互依存」のレベルにまで高めるものであり(甲B152のp67)、新安保法制の存在と相まってアメリカの始める戦争に巻き込まれるレベルを超え、日本が進んで参加することを予測させる内容である。

「アーミテージ・レポート」が政府間合意である「日米ガイドライン(日米防衛協力のための指針)」の内容となり、さらに政府の政策である「防衛計画の大綱」の内容となり、この政策に従った違憲の「新安保法制」を始め、戦争しやすい国造りのための諸立法がなされてきた。憲法に基づかず、主権国家ではないかのような事態が着々と進んでいる。政治部門(政府、国会)の現状に鑑みると第5次アーミテージ・レポートの内容は日本がアメリカの始める戦争に積極的に参加し、かつその最前線に立つという深刻な状況にあると言わざるを得ない。政府が起こす戦争やその準備によるリスク・犠牲ないし物心両面の負担は常に一般国民が負わされるが、一般国民のどれほどがこれを望み引き受ける覚悟ができているというのであろうか。このような政治部門がアメリカの始める戦争に進んで突き進むのを止める努力を裁判官が放棄したならば、戦前(旧憲法下)の裁判官と同様の戦争責任を負うことになる。否、最大の「防火壁」たる憲法9条を獲得したことを考えれば、戦前の裁判官よりも責任はより重い。そのような汚名を裁判官、司法が着せられる必要はない。勇気と誇りをもって違憲の判断をすべきである。

以上